

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条)

平成22年3月



目次

はじめに	1
1. 経営強化計画の実施期間	1
2. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標	1
(1) 収益性を示す指標	1
(2) 業務の効率性を示す指標	1
3. 経営の改善の目標を達成するための方策	2
(1) 経営の現状	2
(2) 中期経営計画におけるこれまでの取組み	6
(3) 今後の経営戦略	7
(4) 今後の経営戦略における「4つの戦略」の取組み	8
4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	27
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	27
(2) リスク管理の体制の強化のための方策	28
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策	32
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	33
(5) 情報開示の充実のための方策	34
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行 っている地域における経済の活性化に資する方策	35
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を 行っている地域における経済の活性化に資するための方針	35
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	37
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する 方策	43
6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	49
(1) 金額及び条件	49
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	50
7. 剰余金の処分の方針	51
(1) 配当に対する方針	51
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針	51
(3) 財源確保の方策	51
8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	52
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等	52
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等	53
9. 機能強化のための計画の前提条件	55

はじめに

当行は、「地域の繁栄なくして当行の発展なく、当行の発展なくして地域への奉仕なし」をモットーに、昭和16年の創業以来、地域経済発展のために力を尽くしてまいりました。

世界的な金融危機から、我が国の金融市場や金融システムは落ち着きを取り戻しつつありますが、当行の営業基盤である南九州地域の経済環境はいまだ低迷したままであり、当面は厳しい状況が続くものと思われまます。

このような経済情勢のもと、当行が地域の中小規模事業者等の皆様に対する安定的かつ円滑な資金供給や経営改善支援・事業再生支援に関する積極的な取組みを続けていくためには、資本増強が不可欠であると判断いたしました。

この資本増強によって、当行は財務基盤の一層の強化を図り、これまで以上のきめ細かな金融仲介機能を発揮し、地元中小規模事業者等の皆様を全力でサポートしてまいる所存であります。

1. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、平成21年10月より平成24年3月までの経営強化計画を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

2. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

(1) 収益性を示す指標

【コア業務純益の改善額 (表1)】 (単位：百万円)

コア業務純益	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績	21/9期 実績	
	3,249	1,479	2,894	1,207	2,305	1,133	
	計画 始期	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画	始期より の改善額
	2,267	2,410	1,236	2,496	1,363	2,735	468

※コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

※計画始期は21/9期実績×2倍

(2) 業務の効率性を示す指標

【業務粗利益経費率の改善幅 (表2)】 (単位：%)

業務粗利益 経費率	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績	21/9期 実績	
	61.38	63.66	63.64	67.40	69.32	66.83	
	計画 始期	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画	始期より の改善幅
	66.83	72.86	65.14	64.87	63.04	62.99	△3.84

※業務粗利益経費率＝(経費－機械化関連費用)／業務粗利益

※機械化関連費用は、事務機器等の減価償却費、機械賃借料、機械保守費等を計上

※計画始期は21/9期実績

※22/3期は投資信託等を中心とする積極的な減損処理の実施により業務粗利益が減少するため、業務粗利益経費率は一時的に上昇する見込みです。

3. 経営の改善の目標を達成するための方策

(1) 経営の現状

①概況

当行は、昭和16年の創業以来、宮崎県を主たる営業基盤として、地域に根ざした金融サービスの提供に努めてまいりました。

特に、「地域社会の繁栄」を社是の一つに掲げ、「地域の繁栄なくして当行の発展なく、当行の発展なくして地域への奉仕なし」をモットーとしている当行は、どのような社会経済環境の中にあっても、地域経済の発展に貢献できるよう、様々な施策に取り組んでおります。

平成21年9月現在における当行の預金残高の91.2%は宮崎県内のお客様からお預りし、貸出金残高の88.3%は宮崎県内のお客様にご融資させていただいております。

また、平成21年9月末現在の宮崎県内におけるゆうちょ銀行を除く預金シェアは17.0%、貸出金シェアは18.8%となっている結果に見られるように、当行は地域金融機関としての機能発揮を地域のお客様から期待いただく中、地域でお預りしたご預金を、できる限り地域のお客様にご融資させていただくよう努めております。

しかしながら、世界的な金融危機は、それまでしばしば議論されてきた「経済の地域間格差」の問題とも相俟って地域経済に深刻な影響を及ぼしており、地域の中規模事業者等の経営環境は極めて厳しいものとなっております。

地域経済を取り巻く厳しい環境に改善の兆しは窺えず、今後しばらくこのような経済環境が続くものと予想されますが、当行はこれまでどおり地域における金融仲介機能の安定的かつ持続的な発揮に努め、地域の中小規模事業者等の皆様に対する円滑な資金供給を行って、地域金融機関としての責任を果たしてまいります。

そのためにも、まず、資本増強を行って財務基盤の一層の強化による健全性を確保し、組織体制の整備による組織力の強化と教育体制の充実による人材育成の強化を進め、併せて経費削減等の施策実施による経営の効率化を図ることによって、より円滑な資金供給態勢の構築を進めることのできる収益力を確保していく必要があると考えております。

②平成21年9月期決算の概要

イ. 経営環境

平成21年9月期の国内経済につきましては、自動車をはじめとする鉱工業部門の生産と輸出の改善、政府の経済対策効果による省エネ家電や低燃費車の販売増加にともなう個人消費の回復により、我が国の景気は全体として持ち直しが窺えるものの、厳しさが続く雇用情勢のさらなる悪化や海外景気の下振れ懸念など、下押しリスクが依然として残る状況となりました。

当行の営業管内におきましては、個人消費関連ではエコポイント制度や自動車減税によって省エネ家電や環境対応車等の販売が堅調に推移したほか、観光施設入場者数も高速道路料金割引の効果によって前年を上回りましたが、消費者の節約志向の高まりから大型小売店売上高は前年を下回りました。また、生産面では電子部品・デバイス、化学、食料品などを中心に持ち直し基調が続いたほか、公共工事請負金額にも増加が見られましたが、新設住宅着工戸数が前年を下回ったほか、9月時点の有効求人倍率も0.38倍にとどまるなど、県内の景

気は一部に回復の兆しが窺えるものの、総じて厳しい状況が続く結果となりました。

ロ. 資産・負債の状況（単体ベース）

平成21年9月末の貸出金は、上期の季節要因から事業性貸出は減少したものの、地方公共団体向け貸出が増加したことで平成21年3月末比4,226百万円増加して392,468百万円となりました。

また、有価証券は、社債運用の増加を主因に、平成21年3月末比4,801百万円増加して期末残高は96,626百万円となりました。

一方、預金は、公金預金が大きく減少したことで、平成21年3月末比9,380百万円減少して期末残高は531,200百万円となりました。

【資産・負債の推移（表3）】

（単位：百万円）

	21年9月末			21年3月末 実績	20年9月末 実績
	実績	21年3月末比	20年9月末比		
資産	556,496	△7,240	△1,261	563,736	557,757
うち貸出金	392,468	4,226	5,257	388,242	387,211
うち有価証券	96,626	4,801	△3,003	91,825	99,629
負債	540,484	△9,608	4,751	550,092	535,733
うち預金	531,200	△9,380	2,800	540,580	528,400
うち社債・借入金	2,015	△3	1,997	2,018	18
純資産	16,012	2,366	△6,012	13,643	22,024

ハ. 損益の状況

資金利益については、貸出金利回りの低下に伴う貸出金利息の減少に有価証券利息配当金の減少も加わり、平成20年9月期比250百万円減少して5,118百万円となりました。

一方、経費については、人件費や物件費の圧縮に努めた結果、平成20年9月期比177百万円減少して4,309百万円となりました。

その結果、コア業務純益は平成20年9月期比74百万円減少して1,133百万円となりました。また、取引先の業況悪化に伴い、保守的に資産査定を行った結果、一般貸倒引当金を1,512百万円繰り入れることになったことで業務純益は358百万円の赤字を計上することになりました。

その結果、本来の不良債権処理である個別貸倒引当金繰入や株式等関係損益は平成20年9月期より大幅に改善したものの、平成21年9月期では、経常損失498百万円、中間純損失888百万円となりました。

【損益状況の推移（表4）】（単体）

（単位：百万円）

	21年9月期		20年9月期 実績	参考：21年3月期 実績
	実績	20年9月期比		
業務粗利益	5,463	△203	5,666	10,820
（コア業務粗利益）	(5,443)	(△250)	(5,693)	(11,128)
資金利益	5,118	△250	5,368	10,529
役務取引等利益	318	0	318	599
その他業務利益	25	45	△20	△308
（うち国債等債券損益）	(19)	(46)	(△27)	(△307)
経費（除く臨時処理分）	4,309	△177	4,486	8,822
（うち人件費）	(2,358)	(△101)	(2,459)	(4,807)
（うち物件費）	(1,731)	(△57)	(1,788)	(3,600)
一般貸倒引当金繰入額	1,512	1,101	411	544
業務純益	△358	△1,126	768	1,453
（コア業務純益）	(1,133)	(△74)	(1,207)	(2,305)
臨時損益	△139	2,718	△2,857	△6,682
（うち不良債権処理額）	(72)	(△2,450)	(2,522)	(5,809)
（うち株式等関係損益）	(△12)	(262)	(△274)	(△832)
（うち退職給付費用）	(67)	(9)	(58)	(116)
経常利益	△498	1,591	△2,089	△5,229
特別損益	2	4	△2	△6
税引前中間（当期）純利益	△496	1,596	△2,092	△5,235
法人税、住民税及び事業税	29	16	13	149
法人税等調整額	362	1,020	△658	△1,219
中間（当期）純利益	△888	559	△1,447	△4,165

二. 不良債権の状況

金融再生法開示債権は、回収の強化に努めた結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は、平成21年3月末比減少したものの、取引先の業況悪化に伴い要管理債権が同比增加したことで、合計で平成21年3月末比4,586百万円増加しました。

その結果、金融再生法開示債権比率も平成21年3月末比1.12ポイント上昇して4.77%となりました。

【金融再生法開示債権比率の状況（表5）】（単体）

（単位：百万円）

	21年9月末			21年3月末 実績	20年9月末 実績
	実績	21年3月末比	20年9月末比		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,141	△739	△973	5,880	6,114
危険債権	4,822	166	△204	4,656	5,026
要管理債権	8,966	5,160	3,689	3,806	5,277
合計（A）	18,930	4,586	2,512	14,344	16,418
正常債権	377,492	△1,501	1,501	378,993	375,991
総与信（B）	396,422	3,085	4,013	393,337	392,409
金融再生法開示債権比率（A）／（B）（％）	4.77	1.12	0.59	3.65	4.18

（注）部分直接償却を21年9月末には9,398百万円、21年3月末には9,466百万円、20年9月末には7,144百万円それぞれ実施しております。

③平成22年3月期決算の見込み

預貸金利息収支は増益となるものの、有価証券利息配当金が前期比222百万円減収となることで、資金利益は前期比258百万円減益の10,271百万円を見込んでおります。

役務取引等利益は、投資信託や個人年金保険の販売が増加したことで、前期比36百万円増益の635百万円を見込んでいます。

一方、人件費や物件費の削減に努めた結果、経費は前期比316百万円減少の8,506百万円を見込んでおります。

その結果、コア業務純益は前期比105百万円増益の2,410百万円の見込みとなっております。

しかしながら、平成22年3月期において、資産の健全化を目的に将来発生が予想されるリスクを極力排除し安定的な財務基盤を構築するため、今般の資本増強を機に、有価証券の減損処理と予防的的不良債権処理を積極的に行うことで経常損失7,161百万円、当期純損失8,413百万円を計上する見込みであります。

なお、平成23年3月期及び平成24年3月期の計画については、以下に記載のとおりであります。

【収益計画（表6）】（単体）

（単位：百万円）

	21/9 期 実績	22/3 期 見込み	23/3 期 計画	24/3 期 計画
業務粗利益	5,463	9,887	10,984	11,164
資金利益	5,118	10,271	10,484	10,686
役務取引等利益	318	635	500	478
その他業務利益	25	△1,019	0	0
経費	4,309	8,506	8,488	8,429
コア業務純益	1,133	2,410	2,496	2,735
一般貸倒引当金繰入額	1,512	361	△600	△1,332
不良債権処理額	72	5,231	1,300	1,300
株式等損益	△12	△2,822	△397	0
経常利益	△498	△7,161	1,398	2,767
当期純利益	△888	△8,413	623	1,600

（2）中期経営計画におけるこれまでの取組み

①中期経営計画（実施期間：平成18年4月1日～平成22年3月31日）

当行は、現中期経営計画「変革と創造（C.C.プロジェクト）」において、21世紀という金融新時代において、金融仲介機能を発揮して当行が生々と発展し続けるため、「お客様から選ばれ続ける銀行」「信頼性の高い銀行」「健全で収益力の強い銀行」「豊かな地域づくりに貢献する銀行」の四つを目指す銀行像として掲げ、最重点施策に「収益構造の変革とリスク管理の徹底・強化」を、重点施策として「お客様第一主義の徹底と人材の育成」、「組織態勢・営業体制の変革」、「企業価値の追求と地域貢献」を掲げ、100項目に及ぶ具体的な取組みを行ってまいりました。

②中期経営計画の評価

平成21年3月期決算においては、一般貸倒引当金繰入額を含む不良債権処理額が63億54百万円となったほか、10億円を超える有価証券の減損処理を余儀なくされたことも加わって当期純損失を計上しました。

続く平成21年9月中間期においては、地域の経済環境がたいへん厳しい状況が続いていることから、取引先の業況変化に対応して保守的に資産査定を行いました。その結果、多額の貸倒引当金の計上を要したため、平成21年3月期に続き経常損失及び中間純損失を計上することとなりました。

また、貸出残高に関する当初の数値目標については、平成18年4月に収益構造の変革を中期経営計画の中心に据えて中小規模事業者等の皆様への貸出を増強すべく営業活動を開始したものの、世界的な金融危機の影響による地域経済の悪化を踏まえた新たな貸出強化策等の策定と着手が計画期間終盤となったこともあり、達成が困難な、極めて残念な結果となりました。

しかしながら、事業先専担者の本部配置や営業店情報支援システムの独自開発をはじめとする営業推進態勢やリスク管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護管理態勢等の整備のほか、目利き能力の向上や事務取扱の厳格化を狙いとした人材教育の充実等の取組みなどについては着実に進展しており、巻き返しを図る準備は十分に行

ってきております。

③次期中期経営計画

平成22年4月から平成24年3月までを取組み期間とする次期中期経営計画は、本経営強化計画の「3. 経営の改善の目標を達成するための方策」の実効性を高めるため、そこで示す取組みを細分化してそれぞれの目標やスケジュール等を明示し、本部及び営業店が具体的に行動するための計画とする方針です。

従って、次期中期経営計画においては、経営上の課題の中心である収益力の向上やリスク管理、組織力の強化、人材育成等の全ての施策について、本経営強化計画との整合性を確保してまいります。

(3) 今後の経営戦略

当行は、現中期経営計画（C.C.プロジェクト）で掲げた、目指す4つの銀行像の実現を今後も踏襲し、「収益力の強化」、「健全力の強化」、「組織力の強化」、「人財力の強化」の4つを基本方針に据え、これらを実現するための「営業推進戦略」、「リスク管理戦略」、「業務構築戦略」、「人事戦略」の4つの戦略を定め、それぞれの戦略を構成する具体的取組みを遂行することによって経営の強化を進めてまいります。

また、収益力の強化によって財務基盤の一層の安定化を図り、中小規模事業者等の皆様に対する資金供給のさらなる円滑化を実現するとともに、個人のお客様に対する最適な金融サービス提供にも努めてまいります。

【次期中期経営計画における基本方針】

基本方針		基本戦略					
1. 収益力の強化	➔	①営業推進戦略 <table border="1"> <tr><td>A. 店舗戦略の再構築</td></tr> <tr><td>B. 事業先融資の増強</td></tr> <tr><td>C. 個人取引の増強</td></tr> <tr><td>D. 金融円滑化の取組みの強化</td></tr> </table>	A. 店舗戦略の再構築	B. 事業先融資の増強	C. 個人取引の増強	D. 金融円滑化の取組みの強化	
A. 店舗戦略の再構築							
B. 事業先融資の増強							
C. 個人取引の増強							
D. 金融円滑化の取組みの強化							
2. 健全力の強化	➔	②リスク管理戦略 <table border="1"> <tr><td>A. 統合的リスク管理の強化</td></tr> <tr><td>B. 信用リスク管理の強化</td></tr> <tr><td>C. 市場リスク管理の強化</td></tr> <tr><td>D. 法令等遵守の取組みの強化</td></tr> <tr><td>E. 自己資本管理態勢の強化</td></tr> </table>	A. 統合的リスク管理の強化	B. 信用リスク管理の強化	C. 市場リスク管理の強化	D. 法令等遵守の取組みの強化	E. 自己資本管理態勢の強化
A. 統合的リスク管理の強化							
B. 信用リスク管理の強化							
C. 市場リスク管理の強化							
D. 法令等遵守の取組みの強化							
E. 自己資本管理態勢の強化							
3. 組織力の強化	➔	③業務構築戦略 <table border="1"> <tr><td>A. 本部組織体制の見直し</td></tr> <tr><td>B. 事務効率化とレベルアップ</td></tr> <tr><td>C. システム投資検証態勢の充実</td></tr> <tr><td>D. 経費削減の推進</td></tr> </table>	A. 本部組織体制の見直し	B. 事務効率化とレベルアップ	C. システム投資検証態勢の充実	D. 経費削減の推進	
A. 本部組織体制の見直し							
B. 事務効率化とレベルアップ							
C. システム投資検証態勢の充実							
D. 経費削減の推進							
4. 人財力の強化	➔	④人事戦略 <table border="1"> <tr><td>A. 人材育成の強化</td></tr> <tr><td>B. 職場環境の活性化</td></tr> <tr><td>C. E S (従業員満足度)の向上</td></tr> </table>	A. 人材育成の強化	B. 職場環境の活性化	C. E S (従業員満足度)の向上		
A. 人材育成の強化							
B. 職場環境の活性化							
C. E S (従業員満足度)の向上							

①基本方針

1. 収益力の強化

世界的な金融危機の影響による地元企業の業況悪化は、当行においては貸出先数や貸出金残高の減少による貸出収益の低下を招く結果となりました。

経営の根幹である収益力の確保のためには、地域金融機関の責務である中小規模事業者等の皆様への資金供給機能を十分に発揮しつつ貸出収益の増強を図っていく必要があることから、営業活動体制の整備と行員個々の営業力強化等に向けた新たな施策に取り組む「営業推進戦略」を推進してまいります。

2. 健全力の強化

より堅牢で信頼性の高い組織をつくり、財務基盤の安定と強化を目指すため、コンプライアンス態勢やリスク管理態勢の強化等に取り組む「リスク管理戦略」を推進してまいります。

3. 組織力の強化

収益力の増強を実現するための組織力を構築するため、経費削減等によるローコスト体制構築、機能性の向上を図るための本部組織体制の見直しや事務効率化等に取り組む「業務構築戦略」を推進してまいります。

4. 人財力の強化

健全性を備え収益力に富んだ銀行経営を実現するためには、組織の課題を自らの課題と捉え、意欲を持ってその解決を図ることで多様なスキルを身につけ、競争力の源泉となることのできる行員の養成が不可欠であります。

当行は行員一人ひとりの能力や意欲、行動力等を「人財力」と捉え、組織一丸となった経営強化の実現へ向けて、その土台となる行員個々の意欲の醸成と、業務知識や目利き能力、事務能力の養成、モチベーションの向上に取り組む「人事戦略」を推進してまいります。

(4) 今後の経営戦略における「4つの戦略」の取組み

①営業推進戦略

当行は地域の中小規模事業者等への金融仲介機能を強化しつつ、その基盤となる安定的な収益確保を図るため、営業推進戦略では事業先融資及び個人取引の増強を推進する施策に取り組んでまいります。

同時に、これらの施策をより効果的に推進するための店舗戦略の再構築や、競争力を高めるための行員の営業力の強化にも取り組んでまいります。

A. 店舗戦略の再構築

(a) ブロック推進の強化

当行はこれまで、近隣店舗間の協力による業務の効率化と情報の共有を主な目的として、同一または近隣の行政区等にある営業店を単位とする「ブロック推進体制」による業務運営を行ってまいりました。現在は全53か店(うち出張所1)を9ブロックに区分した体制としております。

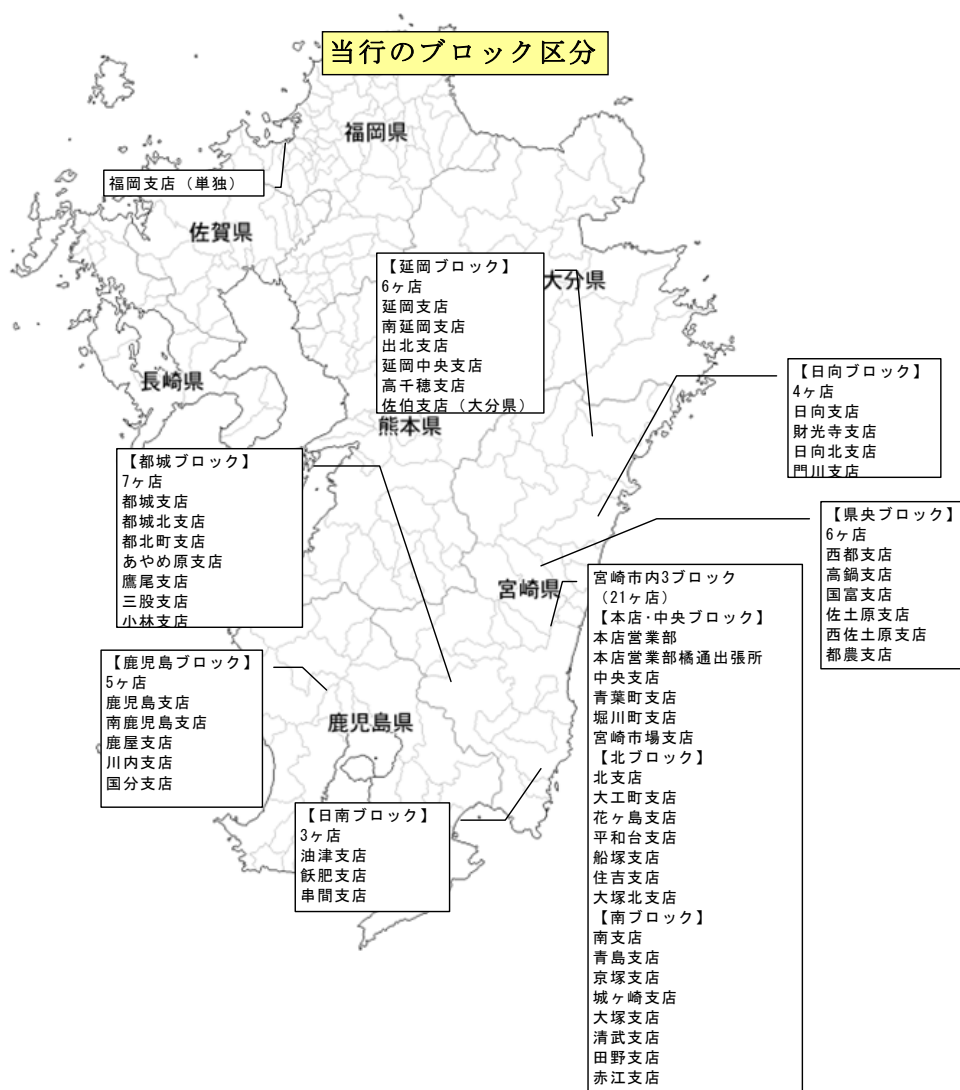
また、預金・貸出残高ならびに所在地や歴史的要因等を考慮し、ブロック内の1店舗を中核店舗である「母店」と位置づけております。母店は、ブロック内店舗合同の店周訪問活動のほか、本部が主催するブロック内の支店長会議や各種の

業務会議、緊急時のブロック内店舗間の人的支援の調整などを行っており、ブロック推進体制は調整機能の発揮という点において一定の役割を果たしてきたと考えております。

しかしながら、営業推進面については、本部が営業推進目標の設定を各店舗単位としていることや、業績評価を営業店の規模や店質別に区分した「評価グループ」ごとを実施していることなどから、各営業店は評価グループ内の店舗を意識した営業推進が行いがちとなり、地域特性を生かしたブロック間の競争意識や目標達成意識の醸成が十分に行われていたとは言えず、現行のブロック体制のあり方が当行の業績に必ずしも反映していない結果となっていました。

今後は、各ブロックの地域特性等を踏まえた営業推進や目標設定、業績評価の手法を再構築したうえで、平成22年度下期よりブロックごとに推進目標を設定し、その実績に基づいて業績評価を行うブロック推進の強化によって、業績の向上を図ってまいります。

そして今後、ブロック内の「推進過程での結束力向上」と、ブロック間の「切磋琢磨し業績向上を目指す風土の確立」に努めてまいります。



(b) ブロック内店舗間の営業効率改善

当行ではこれまで、一つの営業店が広範囲な営業エリアをカバーしていたものの、その営業エリア内に新店舗が出店したために、僚店テリトリー内に自店取引先が所在するという、お客様の所在地と当行各店舗営業エリアの錯綜状態が少なからず発生しております。

この状況を改善して店舗の営業効率を高め、お客様により充実したサービスを提供できる態勢を確保するため、お客様への十分な説明とそれに対するご承認を前提条件として、平成22年3月より本部主導による支店間の調整を行い、現行の店舗配置による営業効率の向上を図ってまいります。

(c) ブロック推進強化のための本部管理態勢の構築

これまでは本部営業推進部の部長及び推進役の計3名が、担当する各営業店を臨店し、営業推進項目の進捗状況に応じた指導を行ってまいりました。

新たなブロック推進強化を行う平成22年度下期からは、各ブロックの営業推進項目の進捗状況をブロック母店長と検証して対応策を協議し、その協議結果をもとに母店長主導によるブロック会議を実施して、目標達成に向けたブロック内の協調・協力体制に係る協議を実施してまいります。

B. 事業先融資の増強

(a) 既存事業先への訪問活動の強化と新商品導入による貸出残高の増強

当行では、従来、事業先の訪問管理は渉外担当行員が担当地区内の事業先を訪問するほか、融資担当者は必要に応じて訪問を行ってまいりましたが、事業先ごとの管理責任者が明確になっておらず訪問管理が不徹底であったことから、的確な資金需要への対応、取引条件に関する相談対応等がタイムリーにできていませんでした。

その結果として取引解消となったケースもあることから、訪問管理態勢を明確にして訪問頻度を高め、事業先とのリレーションを一層強化して安定的な取引関係を維持・拡大することが課題となっていました。

その対策として、平成21年度下期から次の施策を順次実施しております。

[1] 貸出残高10百万円未満の事業先への取組み

当行の貸出残高10百万円未満の事業先数は全体の約60%を占め、貸出基盤の根幹となっていることから、この層との取引関係の維持、拡大が大きな課題となっておりました。

その対策の一つとして、平成21年9月より営業支援部にビジネスサポート業務担当者3名を配置し、宮崎県内営業店46ヶ店の貸出取引先のうち、証書貸付残高10百万円未満の取引先を対象に、資金需要の聴き取りや当行が主催する経営セミナー・研修会などのイベント案内等を電話にて行う取組みを開始しました。そこで得られた情報は都度営業店へ伝達され、営業店はその情報を活用した提案活動や資金需要への対応を行うなど、取引先企業とのリレーション強化を図ることで取引解消の防止に努めております。

その結果、平成21年11月末現在で、本ビジネスサポート業務担当者が受付けた資金需要に関する情報は137件363百万円となり、取引解消の防止効果だ

けでなく、貸出残高拡大の効果も徐々に始めております。

[2] 貸出残高 10 百万円以上の事業先への取組み

各営業店の 10 百万円以上の貸出残高のある事業先全先については、平成 21 年 10 月より、渉外担当行員および融資担当行員全員で分担し、各取引先企業の管理責任者を明確にしました。事業先とのリレーションを強化し、資金需要にもタイムリーにお応えしていくほか、コンサルティング機能の発揮による経営改善支援等も行って、取引関係の維持と新たな資金需要への対応を目的として現在実施中です。

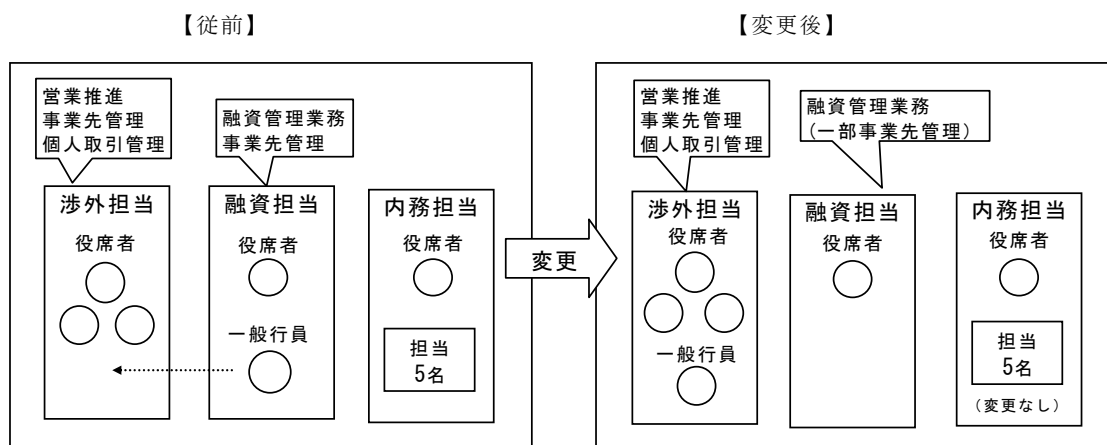
上記[1]、[2]の取組みにより、平成 21 年度上期（平成 21 年 4 月～同 21 年 9 月）の事業先全体の月間平均取引解消先数が 83 先であったのに対し、平成 21 年 10 月は 77 先、11 月 52 先、12 月 68 先、平成 22 年 1 月 42 先と減少に転じており、取引関係の維持と新たな資金需要への対応の効果はあるものと判断しております。

[3] 事業先訪問強化への試み

上記[2]を発展させた態勢として、平成 21 年 10 月より宮崎市内の 2 ヶ店で、融資担当行員を 1 名とし、残りの融資担当行員を渉外担当へ配置して、事業先訪問活動をさらに強化する態勢を試行しております。

今後この 2 ヶ店での試行結果を踏まえ、課題や実効性の検証を行い、平成 22 年度上期以降、各営業店の貸出残高の実態やエリア地域の特性、将来性、他行との競合状況などを考慮したうえで順次他の店舗へも導入し、事業先訪問を強化して貸出残高の増強へつなげてまいります。

事業先訪問態勢変更事例



*本事例は、当行大工町支店で試行している事例。

*人員、役席者・一般行員の構成等は店舗ごとに異なります。

*融資担当一般行員を渉外担当とし、他の渉外行員と同様に事業先及び個人先の訪問活動を実施。

[4] 本部行員の営業店再配置

取引先とのリレーション強化やコンサルティング業務等に関する現場での営

業推進体制の強化策として、本部事務の合理化、効率化、また、業務遂行の見直しを行い、平成22年度中に本部行員10名程度を、既取引先とのリレーション強化等を行う事業先専担や預り資産の店頭営業を専門に行うFP（ファイナンシャル・プランナー）専担等として営業店へ再配置してまいります。

[5]本部への住宅ローン事務集中による事業性融資推進体制の強化

現在、当行の住宅ローン案件の受付け後の手続きは、ローンプラザ（宮崎、都城、延岡）が受付ける一部を除き営業店行員が行なっていますが、実行までの事務遂行には相当な時間を必要としております。

については、平成22年4月にローン集中センターを立ち上げ、営業店の住宅ローン手続きを順次本部集中化することで、事務量を削減することとしました。渉外担当行員及び融資担当行員の事務負担軽減により、より多くの外訪活動時間を確保し、中小規模事業者等の皆様への訪問頻度を高めることで、より多くの事業性資金需要への対応を図ってまいります。

[6]新商品導入による貸出残高と事業先数の増強

営業支援部ビジネスサポート業務担当による電話アプローチや各営業店における管理責任者の明確化などによる事業性貸出先とのコミュニケーション強化策をさらに効果的なものとするため、小口事業資金需要への対応を目的とする事業性ローンの新商品導入検討を平成21年2月より開始しました。

当該商品はお客様の提出書類を極力少なくしてお申込み時のお客様の負担軽減を図るとともに、担保や保証人を不要としたご利用いただきやすいものとするを念頭に開発しております。

また、この商品は当行とのお取引のない中小規模事業者等の皆様も対象とすることで検討を進めており、平成22年度上期を目処に導入して販売を強化してまいります。

(b)新規事業先開拓能力の強化による貸出残高と事業先数の増強

[1]事業先専担当行員の増強

当行では、新規事業先開拓を専門に行なう行員を11名（宮崎県内7名、鹿児島県内2名、および農業分野2名）配置し、当行と取引のない新規事業先の開拓を行っております。平成21年度上期は74先2,463百万円（1名当たり平均約6先、220百万円）の開拓実績を計上しております。

平成22年4月より、営業店渉外行員の中から新たに10名程度を事業先専担当行員に任命いたします。本部での教育、現場での実践を通して、事業先開拓に関する専門的営業力を高め、貸出残高の増強を図ってまいります。

[2]事業先開拓に関する行員の能力向上

イ.事業先開拓推進マニュアルの活用による能力向上

事業先開拓には、行員の能力向上が不可欠であることから、平成21年3月に下記5項目を目的とした当行独自の「事業先開拓推進マニュアル」を作成し、活用を開始しました。

- 開拓に必要な心構え、手法を身につける。
- 会社経営実権者とのコミュニケーション力を身につける。
- 企業のニーズを把握し、タイムリーな情報を提供する。
- 融資業務に必要な知識と、融資判断に必要な能力を身につける。
- 顧客訪問時に必要なマナーや常識等を身につける。

ロ. 各ハンドブックの活用による業種別目利き能力向上

宮崎県は日照時間も長く自然環境にも恵まれた農業県であり、国内の食料供給基地の一つとして大きな役割を担っています。

については、農業に関する基礎知識を広げ、農業と金融を結びつけるツールとして平成21年12月に「農業ハンドブック」を作成し、活用を開始しました。

また今後は、現在作成中の「医療・介護福祉ハンドブック」を平成22年3月に営業店行員へ配布し、これを活用して行員の業種別目利き能力の向上を図ってまいります。

ハ. 外部研修への積極参加と勉強会の定着化

事業先開拓力の向上を目的として、外部研修に参加させるとともに、実践に則した勉強会を実施しました。

今後も、外部研修等へ積極的に参加し能力の向上を図ってまいります。

(c) 中小企業支援策の拡充による事業先とのリレーション強化

中小企業事業先とのリレーションを強化し、取引深耕による貸出残高の拡大を図るために、現在実施している下記業務をさらに強化、発展させてまいります。

[1] 「経営セミナー」「経営相談会」「経営者スクール」を通じた地元中小企業支援強化

当行では取引先企業へのビジネス支援情報提供を目的として、平成6年に組織した「太陽ビジネスクラブ（当行取引事業者の会員制組織）」会員向けに、経営者や経営幹部、若年層従業員などの対象者別にテーマを選定し、経営セミナーや経営相談会などを開催してまいりました。

また、取引先企業が抱える経営課題解決の一助として、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、ITの専門家、当行の知財・技術相談担当顧問などを講師として、地元中小企業を対象に経営相談会を実施してまいりました。

いずれも参加企業の皆様から好評を得ており、今後も地域別に定期的に開催してまいります。

【年間開催回数実績（表7）】

（単位：回）

	18年度	19年度	20年度	21年度 (12月まで)
経営セミナー	2	3	3	3
経営者スクール	1	3	1	0
経営相談会	1	2	1	1
その他セミナー	0	0	1	1
合計	4	8	6	5

[2] 太陽ビジネスクラブによる取引先企業へのビジネス情報提供活動の強化

ビジネス情報を得にくい環境下での活動を余儀なくされている地方企業を支援し、ひいては地域経済の発展に寄与することを目的として創設した太陽ビジネスクラブでは、会員企業向けに情報誌の配布、インターネットサイトによるビジネスレポートやビジネス情報の提供を行い、会員企業の課題解決を支援するとともに、取引先企業の特色ある経営情報を幅広く紹介しております。

今後も引き続きインターネットサイトによる情報提供サービスの充実を行なってまいります。

C. 個人取引の増強

(a) 個人融資の強化

住宅ローンを中心とした有担保ローン残高は順調に増加してまいりました。長期金利の低迷と昨今の他金融機関との競争激化による低金利化を背景に、長期的には金利リスクが内包されていますが、住宅ローンは家計メイン化につながる個人向け商品の柱であることから、金利リスク対応を的確に行ないながら、今後も積極的に推進してまいります。

また、収益確保の観点から、無担保ローンの推進にも積極的に取り組んでまいります。

[1] 住宅ローン等の取組み

イ. 住宅ローンの推進と家計メイン化への取組み

当行では例年、上期に住宅ローンの借換えキャンペーンを実施しており、一定の実績を計上しております。

今後もキャンペーンを継続実施して貸出残高の拡大を図る計画ですが、住宅ローンは他行との競合の多い商品で、特に南九州は金利競争が厳しいことから、住宅ローンのみの単品取引では収益性が課題となります。

については、住宅ローンと併せて、複合取引による家計のメイン化を推進し、長期的な収益の確保を図ってまいります。

【住宅ローンキャンペーン実績推移 (表8)】 (単位：件、百万円)

	19年度上期	20年度上期	21年度上期
実行件数	350	524	331
実行金額	4,941	6,895	6,051

ロ. リフォーム・ソーラーシステムのニーズへの取組み

少子高齢化の進展や環境問題への配慮などから、リフォームローン市場の拡大が予想され、市場規模は7兆円以上ともいわれていることから、今後この分野への取組みを強化し、個人ローン推進の柱の一つといたします。

具体的には、住宅ローン利用先へのフォローコール、本部からのDM発送とその後の営業店による訪問活動など、重層的かつ継続的に実施し積極的にお客様のニーズへの対応を図ってまいります。

ハ. 住宅関連事業者への継続的アプローチによる情報の収集

住宅の新築やリフォームは、専門業者が新築・増改築希望者にかかる情報を取得するケースが圧倒的であり、平成22年4月以降、ローンプラザ所在地（宮崎、延岡、都城）にローン推進専担者を順次配置し、専門業者への定例的な訪問により情報の早期収集を行い、最寄りの営業店渉外行員と連絡を密にし、スピーディーなアプローチを図ってまいります。

ニ. 住宅ローン利用先に対するメイン化コールの実施

住宅ローンの固定金利適用期間終了予定先（毎月約100先）は、金利変更手続きを控え、当行との接触機会が予定されていることから、平成22年4月より複合取引の拡大を目的としたメイン化コールを実施してまいります。

[2] 無担保ローンの取り組み

イ. お客様満足度の向上のためのアンケートの実施

現在、無担保ローンは、電話・FAX・インターネット・モバイル等での利用が可能となっており、お客様との取引機会が拡大していることから、今後は商品性や接客態度等の向上にお客様の意見をどのように反映していくかが課題となります。

そこで、下記ロの新商品販売後となる平成22年10月以降に、お客様のローン商品に対する要望や感想などを電話やアンケートにより聞き取り、今後の商品開発に生かす取組みを開始いたします。

ロ. お客様の利便性に重点を置いたローン商品開発

無担保個人ローンはここ数年残高増強を推進してきた結果、平成20年3月まで減少傾向でしたが、平成20年度以降は上昇に転じております。

当行では個人向けローンの受付チャネルを複数設けていますが、その中でも電話やFAXによる申込みで融資が承認された案件のうち、25%前後が未実行となっています。その要因として「店頭へ来店する時間がない」あるいは「来店が面倒だ」とお考えのお客様が多く、その対応策として平成22年5月の販売開始を視野に、完全非対面型のローン商品（申込みから資金のお受取りまで来店不要）の開発に着手しました。また、この商品は当行とのお取引のないお客様への販売も想定しており、幅広い層にアピールしてまいります。

【無担保ローン残高推移（表9）】

（単位：億円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 上期 (9月末)
無担保ローン	154	140	120	119	117	126	129
うちフリーローン	66	52	36	34	32	41	45
うちカードローン	42	31	35	39	42	43	44

[3]非対面チャネルでのローン推進強化

お客様の利便性向上の観点から、インターネット、モバイル等、販売チャネルの拡充を行なってまいりました。また、当該チャネルを利用されるお客様の対応部署として、カスタマーセンターを設置しローン受付業務全般を行っています。

今後は、さらに非対面チャネルを充実させてお客様の利便性を高めるために、次の取組みを実施してまいります。

イ. 集客力のあるサイトの活用

集客力の強化を目的として、ローンの比較・検索サイト等にローン商品を掲載し、非対面チャネル経由のお客様の増加を図ります。

ロ. ローン見込先に対するサポートコールの実施

ダイレクトメール送付先・非対面受付実績先（約 5,000 先）を対象に、ローン受付の増加を目的としたサポートコールを実施します。

ハ. 非対面受付実績先に対するメールマガジンの配信

カスタマーセンター経由受付実績先（約 1,100 先）を対象に、ローン商品告知を目的としたメールマガジンの配信を、平成 21 年 2 月以降継続的に実施しています。

(b) 預り資産商品の販売強化による収益確保

平成 20 年以降、金融市場の混乱に伴い、リスク性商品の販売は減少の一途をたどったものの、最近では市場も落ち着きを取り戻しつつあることから、預り資産販売収益は増加へ転じています。

今後は、投資環境にマッチした商品ラインアップの充実や、投資判断の参考となる情報を提供できる態勢を強化していくことが販売促進上の課題であると認識しています。

[1] F P 担当（ファイナンシャル・プランナー）の養成と配置

本部・都城ブロック・延岡ブロックに合計 4 名の F P 担当者（FP 技能士資格者）を配置し、預り資産営業を始め、相続や事業承継、退職金運用等の相談業務を行っております。

また、平成 21 年 10 月より営業店の預り資産店頭営業を支援・強化するため、営業推進部に 4 名の店頭営業担当の行員を配属しました。資産づくりセミナーの開催、営業店での資産運用相談会、各営業店での店頭営業支援、営業店行員への勉強会の実施等を行っております。

また、上記 4 名のほか、営業店より選抜した預り資産販売経験者を対象とする集合研修を継続して実施すること等により、預り資産に関する専門的知識を有する営業担当行員を育成し、預り資産営業力を強化してまいります。

[2] 商品ラインアップの拡充と見直し

商品ラインアップは、半期毎の見直しを基本としており、平成 20 年度は 4 月と 9 月に、平成 21 年度は 9 月に見直しを行ないました。今後も変化のお客様ニーズにタイムリーに応えられるよう充実した商品ラインアップを提供して

まいります。

【3】顧客アフターフォロー体制の整備

当行では、投資環境に応じたお客様へのアフターフォロー体制を構築し、平成20年度より実施しています。評価損をお持ちのお客様などは、投資に対する不安から資産運用相談ニーズも高く、アフターフォローの継続、また提案型セールスを展開していくことでお客様との信頼関係を強めてまいります。

【4】お客様向け「資産づくりセミナー」の継続実施

お客様向けセミナーは受講ニーズが高く、外部講師を中心に基本的な内容から、日本株式・新興国債券等テーマを絞ったものまで、様々なセミナーを開催しております。今後も半期ごとにスケジュール化し、宮崎市をはじめ各地で開催してまいります。

【資産づくりセミナー開催実績（表10）】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
セミナー実施回数	3回	6回	10回	6回	8回

*21年度は10月までの実績です。

【預り資産実績推移（表11）】

（単位：百万円）

	19/3期 実績	20/3期 実績	21/3期 実績	21/9期 実績	22/3期 計画	23/3期 計画	24/3期 計画
販売手数料	330	266	185	180	310	310	310
うち投信	201	184	65	35	75	80	80
うち保険	88	65	94	131	210	200	200
うち債券	41	17	27	14	25	30	30
投信事務代行手数料	69	109	98	44	91	101	109
収益合計	399	375	283	224	401	411	419

（c）年金アドバイザー制の充実による年金受取り層との取引拡大

高齢化率の高い本県は65歳以上人口が286千人と、総人口の25.2%を占め、4人に1人が高齢者となっています(国勢調査:平成20年10月1日現在)。当行では、年金振込口座の獲得は、調達部門の柱と位置づけており、積極的に推進しております。

年金受取り口座拡大の推進は、受給者に対する丁寧な説明と親身に相談にのる等の対応やフォローが必要であるため、専門的な知識とお客様とのコミュニケーション能力の高い専担者を育成し、「年金アドバイザー」として平成10年11月より営業店に配属しております。(平成21年11月末現在42ヶ店43名在籍)。

その結果、宮崎県全体の年金受取額のほぼ10%のシェアを保有するまでになりました。(平成20年度通期宮崎県全体の年金振込実績金額、約3,560億円、当行への振込み実績355億円)

今後も下記施策の継続実施により顧客満足度向上に結びつけてまいります。

[1]年金アドバイザーの育成

高齢層のお客様の金融資産に対する不安の解消や資産運用ニーズを収集し、お客様にメリットのある金融サービスを提供できるよう、現在、年金アドバイザーのうち資格保有者 10 名が預り資産営業兼務者として営業活動を行なっております。また、平成 21 年 10 月より、6 ヶ月間の選抜者研修を月に 1 回開催し、レベルの維持を図るとともに、今後も証券外務員等の販売資格者を増員してまいります。

[2]年金アドバイザーによる高齢者保護への貢献

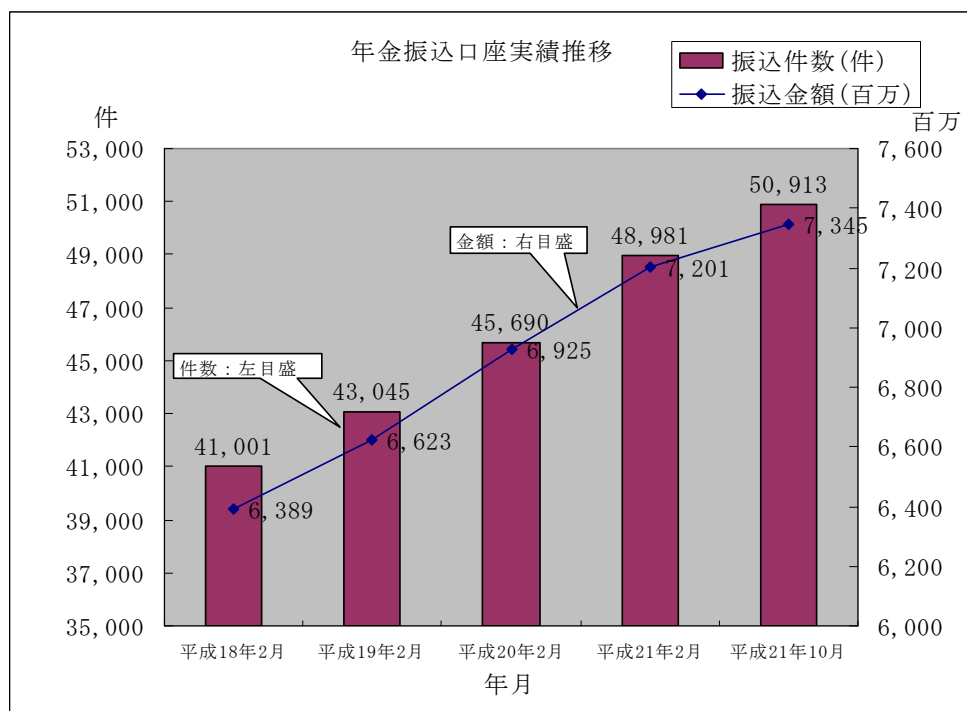
年金アドバイザーの業務能力向上を目的として、定例的な集合研修及び個別研修において法令等改正やコンプライアンス、顧客満足等の指導を徹底しています。また、高齢者の振り込め詐欺や悪質商法による被害が後を絶たない社会環境の中で、地域の一員として高齢者を守るための基本的な知識と技能を身につけておくことが必要であると考えております。

現在実施している「認知症サポーター養成講座」や「悪質商法から高齢者を守る」等をテーマとした外部講師による研修を今後も継続実施し、年金アドバイザーの意識の高揚を図ってまいります。

【年金相談会実施状況（表 12）】

（単位：回、店、人）

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度(見込み)
開催回数	118	113	119	109	106
開催店舗数	48	47	46	49	47
来店者数	828	1,043	1,107	834	830



D. 金融円滑化の取組みの強化

(a) 金融円滑化に関する基本指針

当行は、これまでも円滑な金融仲介機能の発揮を最も重要な役割の一つとして位置づけ、地域密着型金融を推進してまいりました。

最近の地域経済の状況や雇用環境の中で、金融機関の業務の公共性及び社会的責任を踏まえ、中小企業者の皆様の円滑な事業活動とそれを通じた雇用の安定ならびに住宅ローンをご利用のお客様の生活の安定に寄与するため、次のとおり基本方針を定めて金融の円滑化に取り組んでおります。

[1] ご返済条件の変更などのお申込みに対する対応の基本方針

- お客様からご返済条件の変更などのお申込みを受けた場合、ご要望を真摯にお伺いし、ご返済の負担軽減に向けて、お客様の立場に立って検討を行うよう努めます。
- お客様からご返済条件の変更などのお申込みを受けた場合、速やかに対応するために進捗管理の徹底を行います。また、その内容を記録し、保存してまいります。
- ご返済条件の変更などのお申込みにあたって、条件などを付けさせていただく場合には、その内容を可能な限り速やかにお伝えし、お客様に十分説明させていただきます。
- ご返済条件の変更などのお申込みにお応えできない場合には、これまでのお取引内容などを踏まえ、お客様にその理由を可能な限り具体的に、かつ、丁寧に説明するよう努めます。また、その内容を記録し、保存してまいります。

[2] お客様が中小企業者である場合

- お客様からのご融資のお申込みなどの対応において、お客様の特性や事業の状況を勘案して、できる限り柔軟に行うよう努めます。
- お客様からのご融資のお申込みなどにおいて、借入れ条件の変更などの履歴や延滞発生があるなどの形式的な事象にとらわれず、お客様のお申込み時点の実態をこまかく把握するように努め、適切な審査をさせていただきます。
- ご返済に支障を生じている、または生じるおそれがあるお客様からご返済負担の軽減のお申込みがあった場合には、お客様の事業についての改善または再生の可能性などを勘案させていただきながら、できる限り、ご返済条件の変更などに向けて検討してまいります。
- ご返済条件の変更などにおけるお客様との協議におきましては、十分なコミュニケーションを図りながら、財務内容の改善や経営再建計画の策定などを支援してまいります。さらに、以下に記載のとおり、その経営再建計画の進捗状況を適切に検証・管理するとともに、必要に応じて改善に向けた見直しなど、お客様に対するコンサルティング機能を発揮し、経営の改善、事業再生などの支援をしてまいります。
- お客様が当行以外の金融機関からもお借入れがある場合には、お客様に対する守秘義務に留意しつつ、お客様の同意をいただいた上で、当該他の金融機

関と連携して、ご返済条件の変更などの対応が取れるように努めてまいります。

[3] お客様が住宅ローンを利用されている場合

○お客様からご返済条件の変更などのお申込みがあった場合には、お客様の将来にわたる無理のない返済に向けて、お客様の財産及び収入の状況を十分に勘案しつつ、きめ細かく相談に応じてまいります。

○お客様が住宅金融支援機構、または、当行以外の金融機関からもお借入れがある場合、お客様に対する守秘義務に留意しつつ、当該金融機関と連携し、お借入れの返済軽減を行うよう努めます、

(b) コンサルティング機能等発揮による支援強化

中小企業者の皆様に対して、資金供給や返済のご相談に対応するだけでなく、経営相談・経営指導等のコンサルティング機能を発揮して経営改善支援や事業再生支援を行うことが、当行自身の収益力の向上と財務の健全性確保に繋がり、ひいてはさらなる金融仲介機能の発揮を可能とするものであると認識しております。

個別の事業先の管理責任者を明確にしてお取引先企業とのコミュニケーションを強化しあらゆるご相談に対応していくほか、その基本となる行員のコンサルティング能力や目利き能力の育成に努め、また、必要に応じて外部機関や各種専門家との連携を図りつつ、取引先企業の経営改善計画の策定支援や進捗状況のフォローアップ等の経営改善支援、事業再生支援の取組みを強化してまいります。

② リスク管理戦略

リスク管理戦略については、「4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載しております。

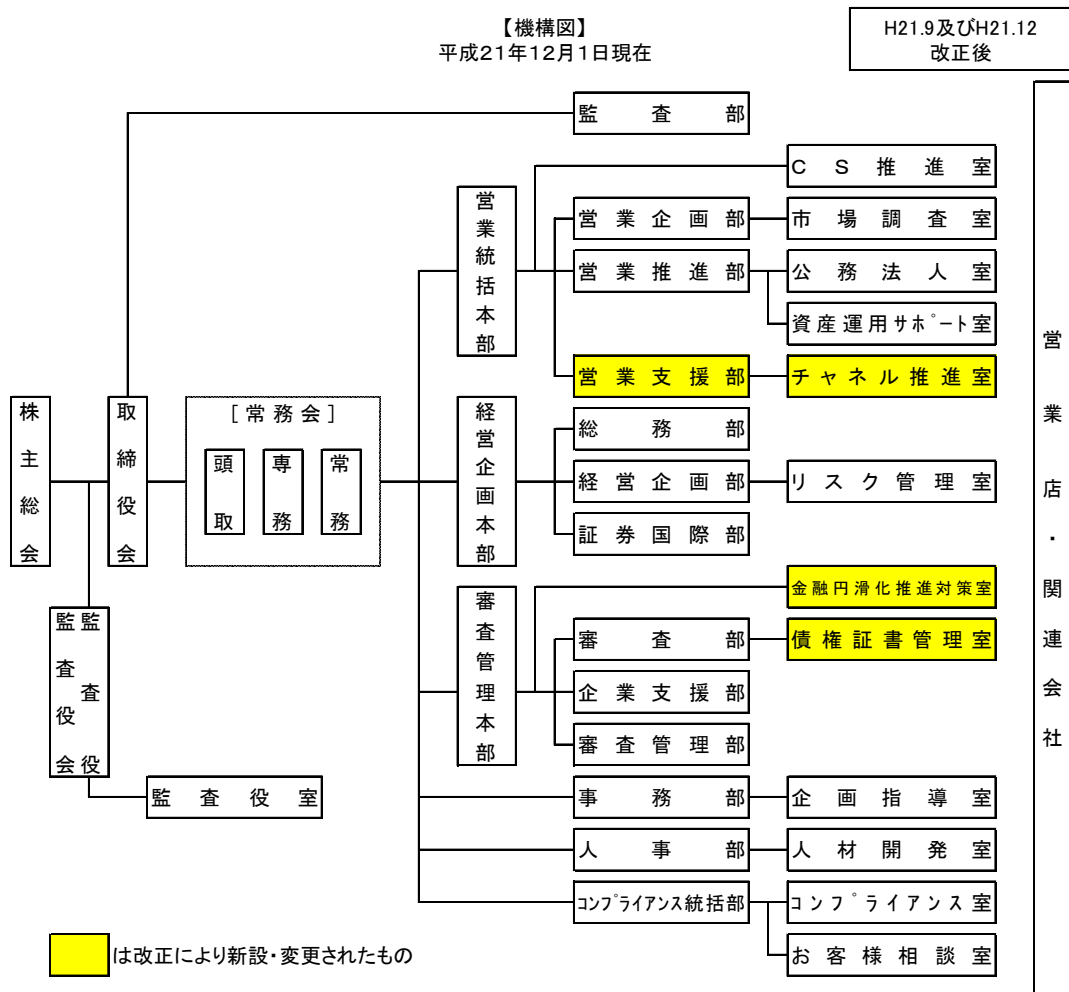
③ 業務構築戦略

A. 本部組織体制の見直し

融資管理業務が複数部にまたがっていることにより関係各部の機能発揮が十分に行えないなどの状況があったことから、担当部署の果たすべき役割が最大限に発揮される態勢とすることを目的として、平成21年9月に「審査部」と「個人融資部」を統合したほか、「営業支援部」を新設して「営業推進部」内の「チャンネル推進室」とローンプラザ業務を移管すると同時に、営業店支援のさらなる強化を図るため「チャンネル推進室」にビジネスサポート業務担当を配置しました。

さらに、同年12月に中小企業金融円滑化法等によって金融機関に求められる事項について組織的な対応を行うことを目的に、審査管理本部の直轄となる「金融円滑化推進対策室」を新設しました。

今後も当行が関係する法令や業法の改正に沿った対応を行うほか、今後一層多様化・複雑化するお客様のニーズに的確にかつ迅速に対応するため、適時本部組織体制を見直してまいります。



B. 事務効率化とレベルアップ

(a) 営業店事務の効率化

当行は、勘定系端末の新端末への更改を平成22年3月までに完了する予定で進めております。

従来、お客様のお届出印は、営業店から事務部経由でS B K（事業組合システムバンキング九州共同センター）へ送付する印鑑票によりS B Kが印鑑照合システムへ登録しており、キャッシュカード暗証届は営業店担当者が暗証番号の登録作業を行った後に事務部へ送付し、事務部が登録状況の確認を行っていました。

新端末更改後は、お届出印は営業店行員が新端末に搭載したスキャナーによる登録を行い、キャッシュカード暗証届は同じく新端末のピンパッドにより各営業店でお客様ご自身に入力いただく方法を採用いたします。

さらに、営業店が行っていた本人確認書類や相続・諸届に関する書類等の保管業務についても、平成23年度中の導入を計画しているイメージ保管システムによって本部集中化を図る計画であります。

これらの事務効率化により、特に窓口営業終了後に行っていた営業店事務の削

減を図り、内務事務担当行員が営業活動に従事する時間を創出してまいります。

(b) 本部集中事務の効率化

本部集中事務の効率化と省力化を図るため、平成22年3月の保守契約満了を機に手形管理システムを機能性に優れた機器へ更新するほか、平成22年度中に新たに諸税（歳入金・県税・市税等）収納事務システムを導入する計画です。

いずれのシステムも、多数の行員が手作業で行っていたものを、機能性の高い機器を使用することで大幅に省力化し、作業時間の短縮化を図ることとなります。

また、平成24年度以降には為替代行発信システムを導入し、本部の為替代行発信業務の効率化を図る検討を行っております。本システムについてはS B K加盟行での共同発注も視野に入れた検討を行い、導入コストの負担の低減化を図ります。

これらの施策によって、事務処理の迅速化と人員の効率的な配置に努めてまいります。

(c) 事務のレベルアップ

営業店行員の事務能力養成のため、階層別や担当別の集合研修を定期的実施しておりますが、各人の能力をより高いレベルで均質化させていくことが課題であると考えております。

平成18年度から採りいれている少人数制の集合研修は、ミーティング形式で実施しており、参加者各人が理解不足の点や疑問点を質問しやすくなり、研修効果も期待できることから、この研修体系を継続していく方針であります。

また、次期役席者候補の養成のために、平成22年度からは役席者登用前の年代の行員（入行年数や資格参照）を対象にした研修を開始する計画であります。

さらに、全行員の事務レベルアップを目的に、e-ラーニングを活用した内務事務に関する自宅学習講座を、平成22年3月までに新たに開講する計画です。

なお、営業店臨店指導等において当該店に対する的確な指導を行うことを目的に、営業店別に監査部の監査結果や苦情・相談、事務ミス・事務事故の報告内容等を分析した指導用カルテを現在作成中であり、平成22年度から活用を開始する計画であります。

C. システム投資検証態勢の充実

システム関連投資については、収益管理態勢、リスク管理態勢の強化、事務効率化および利便性向上等の観点からも不可欠であります。

当行においては、昭和61年6月にE D P (Electronic Data Processing) 委員会を設置し、本部各部から起案された投資案件について有効性等の協議を行ない、その上で策定した投資計画案を四半期毎に取締役会へ報告する態勢としております。

今後もこの態勢は継続するものの、経費削減と業務効率化の観点から、平成22年1月よりE D P 委員会に財務部門の意見・判断を反映させるなどの機能強化を図り、投資額の妥当性や既存システムを含めた保守料および保守契約形態の見直しを行っております。

また、システム投資後の投資効果についても関係部署に報告を求めるなど、投資

後の検証態勢も強化してまいります。

D. 経費削減の推進

(a) 人件費

[1] これまでの取組み

平成15年度の給与制度の改訂に伴ない、定期昇給額を一人約6千円から約1.6千円程度と大幅に減額いたしました。また、加給（年齢給）・役付手当の廃止、世帯手当・職務手当の一部廃止を行い、生活給重視から仕事給重視に、年功重視型から成果重視型に移行しております。

賞与においても、平成12年度以降は徐々に総支給額を削減しており、平成21年度の賞与総支給額は、対平成11年度で約350百万円の削減となっております。また、平成21年度の賞与ファンドを前年比20%引き下げたことなどにより、賞与総支給額は前年比83百万円の削減を図りました。

[2] 今後の方策

定年退職及び中途退職による行員の減少を新規採用で計画的に補充する一方、窓口営業職は正規行員から非正規行員採用での補充対応も併せて実施してまいります。

また、これまで以上に当行とお客様とのリレーションシップ強化や当行人材の経営改善支援のための出向を実施して高年齢層の構成比の引き下げを行っていくほか、退行時間が遅い営業店に対して改善策と目標退行時間に関する時間外労働改善計画書を提出させ、人事部がその履行状況について検証・指導することにより労働時間短縮策を行いながら、総人件費の抑制を図ってまいります。

【人件費の実績及び推移表（表13）】

（単位：百万円）

	21/3期 実績	21/9期 実績	22/3期 見込み	23/3期 計画	24/3期 計画	21/3期比
人件費	4,807	2,358	4,672	4,638	4,616	△191

【従業員数の推移見込み（表14）】

（単位：人）

	21/3期 実績	21/9期 実績	22/3期 見込み	23/3期 計画	24/3期 計画	21/9期比
期末従業員数	890	902	896	896	890	△12
行員	737	753	742	737	721	△32
パート	153	149	154	159	169	20

※24/3期の従業員数の計画は、21/9期の従業員数の実績との比較では△12名となっております。

パートについては20名増となっておりますが、窓口業務担のフルパート化等による適正人員対応が主な理由です。

(b) 物件費

[1] これまでの取組み

当行は、平成15年7月の本店新築による建物等減価償却費の増加に伴い、物

件費の上昇を余儀なくされました。その後、店舗関連の減価償却費は年度毎に減少してきましたが、お客様へのサービス・利便性向上のためのシステム投資や銀行業務多様化・専門化に対応するためのソフトウェア購入により、減価償却費はほぼ横ばい状況が続いております。

[2] 今後の方策

今後は、SBKにおけるハード更改の影響によりSBK経費等の事務費は増加が見込まれるものの、消耗品費や通信費等の事務費については年率5%の削減とするほか、保守管理費の削減に努め、総体の物件費については削減させてまいります。

【物件費の推移（表15）】

（単位：百万円）

		21/3期 実績	21/9期 実績	22/3期 計画	23/3期 計画	24/3期 計画	21/3期比	
物件費	減価償却費	592	253	508	509	483	△109	
	保守管理費	995	465	926	898	872	△123	
	預金保険料	428	216	433	443	453	25	
	事務費	5%削減項目	1,038	508	1,024	961	908	△130
		その他 (SBK経費等)	545	287	571	636	696	151
合計		3,600	1,731	3,464	3,450	3,413	△187	

※「5%削減経費総額」は、消耗品費、通信費、交際費、旅費、事務委託料等の科目の総額です。

④ 人事戦略

A. 人材育成の強化

「企業間の格差は人材の格差」とも言われており、環境の変化に対応・適応できる人材の育成が急務となっております。特に金融サービス業であり、かつリテールのさらなる成長を戦略分野においている当行にとって、活力ある組織風土の醸成と競争力の源泉である人材の育成は、一体となって重要な課題であると認識しております。

(a) 「学習する組織VI（スタディー・シックス）」の徹底

[1] ウィークリーOJTセッション強化

日常業務を通して行うOJT（職場内教育）が人材育成の要であり、学習する組織風土づくりの基本でもあると認識しております。

については、事務取扱能力のレベルアップや業務知識の習得などを目的に、「OJTセッション計画・記録」（各部示達等の勉強会の週単位での計画と、実施した勉強会について、実施日・実施時間・参加人数をその都度記入して記録）を活用した計画的OJTと、行員の現有実務能力と期待される能力との差を埋めるために、実務に即応したOJTを実施しております。

[2] ジョブ・ローテーションによるクロス・ジョブ習得

人材育成・BCP（業務継続計画）の観点から、計画的係替え等による役席の業務遂行能力の向上・中堅行員の交渉力強化・若手行員の事務レベルアップを図り、各業務遂行の互換性の向上を目指しております。

[3] e - ラーニングの活用

e - ラーニング導入の主旨は、時間や場所の制限なく受講できる学習の環境を設けることで、平成20年11月以降、インターネットの閲覧が可能な環境であれば、行内・行外を問わず、自宅からでも利用可能となりました。

[4] 新人能力開発プログラム完遂

行員の人材育成については、職場外研修（Off-JT）、職場内研修（OJT）、自己啓発（SD）が3本柱であり、組織的人材育成を展開するにはこの3つを有機的に連動させることが不可欠だと考えています。

特に、新入行員の育成・指導については、育成計画型OJTである「初年度能力開発プログラム」を個人別に作成・実施していくことで、早期能力開発を図ってまいります。

[5] 個人別昇格資格要件の早期取得

行員個人の早期レベルアップと組織全体の活性化を図るために、行員一人一人が昇格資格要件を早期に取得するよう、個人別取得状況一覧表を作成し、面談指導を行ってまいります。

[6] 自由参加型キャリア開発講座の拡充

自己啓発の一助として昭和63年6月より開始した自由参加型キャリア開発講座は平成21年12月末現在182回を数えており、今後もマネジメント・業務スキルアップ・資格試験対策など多岐にわたるテーマで拡充を図ってまいります。

B. 職場環境の活性化

(a) 各種委員会の定着

職場環境整備・働きやすい職場環境・良好なコミュニケーション環境づくりによる職場環境の活性化を図るため、全員参画の委員会（「職場環境改善委員会」、「自己啓発（SD）委員会」、「レクレーション委員会」）を、平成21年4月、各営業店に設置いたしました。

各委員会の活動状況を把握するため、四半期ごとに行員向けアンケートを実施し、その結果と状況を全部店へ開示しながら、それぞれの委員会の活動定着を図っております。

(b) アンケートの分析と活用

また、人事労務管理状況アンケートを年2回（2月・8月）実施し、労務管理の状況把握および今後のマネジメントに活用していくことを目的に、各部店ごとに結果を開示しております。

これらの取組みを継続実践しながら、職場環境の活性化に繋げ、収益力の強化を図ってまいります。

C. ES (Employee Satisfaction: 従業員満足度) の向上

(a) 公正な処遇と適材適所を実現する人事考課の実践・厳正化と考課者訓練

平成14年度より、現行の人事考課制度を新たに導入し、運用してまいりました。当行の人事制度のねらいは以下のとおりです。

- 経営戦略と明確に連携させ、短期・中長期経営計画に貢献しうるものとする
- マネジメントの革新と風土・意識の改革
- 自主性と能力発揮を評価する成果重視型の考課
- 業績向上と組織力の強化を図る
- 目標達成の高揚を図る
- 公平性・透明性・納得性の高い考課を行うこと

人事考課における目標設定（上／下期重点目標・チャレンジ目標）および部店長によるフィードバック面接を年2回（10月・3月）義務付けるとともに、フィードバック面接時に被考課者の確認書を作成し、評価に対する透明性・納得性の確保に努めております。

今後もこのステップを着実に実践し、行員のモチベーションを高めていくとともに、考課者訓練を実施し、考課の厳正化を図ってまいります。

(b) 組織目標達成に向けたプロセス評価制度の導入

営業店業績評価においては、平成21年度より全員参画のプロセス（目標意欲、学習意欲等）を評価する人材マネジメント評価部門を導入しております。

具体的には、能力開発のための学習状況や部下行員育成の達成状況等について評価を行い、行員一人ひとりの①参画意欲度、②営業意欲度、③学習意欲度の向上と、管理・監督職の部下育成マネジメント力の向上を図ることを狙いとしております。

ついでには、平成21年度の評価結果を検証し、さらに全員参画・全員営業・全員学習の意識と風土の醸成を図ってまいります。

4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

当行は、地域金融機関としてその存在基盤を確立し、経営の効率性と健全性の維持・向上を図ることを経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営意思決定の迅速化・機動性の向上、経営監督機能の強化等、適切なガバナンスが行われる組織及び企業風土構築に取り組んでおります。

①取締役会・常務会

取締役会は、お客様第一主義の経営及びリスク管理態勢の強化と遵法精神に富んだ企業風土作りを経営の最重要課題と位置づけ、中期経営計画等に明記し行内外に周知しております。また、相互牽制機能を確保するため、監査役（会）や外部監査人との連携強化や監査部の監査態勢強化を図っております。

業務を担当する取締役は、適切な業務執行、内部管理態勢の整備について、それぞれの担当業務の内容・重要性を十分に理解し、また内在するリスクも十分に認識したうえで、顧客保護等も含め業務執行を適切に行い、かつリスクを削減するための態勢整備を行っております。

取締役会規定では原則月1回の開催を規定していますが、可能な限り取締役会を開催し、各業務部門から執行状況の報告を受けるほか、合議による経営意思の決定を行い、取締役会運営の透明化、審議の充実化に努めております。

さらに、経営執行に対する監視強化と経営に対する評価の客観性を確保する目的で、取締役会のほか常務会には必ず常勤監査役の出席を義務付けており、平成20年度は51回開催された取締役会の全てに、常勤監査役及び1名以上の社外監査役が出席しております。

各監査役は取締役会等において客観的な立場で提言を行うなど牽制の効果を発揮しており、今後もこの監視体制を堅持してまいります。

また、さらなる体制強化を目的として、社外取締役の本計画期間中の導入を検討してまいります。

②監査役会

当行は監査役制度を採用しており、全監査役3名のうち2名は社外監査役であります。当行監査役会は、各年度策定する「監査計画書」の基本方針に取締役会に対する監査を最重要テーマの一つとして掲げ、全員が取締役会に出席し客観的な立場で発言を行っており、毎月開催する監査役会議等において取締役等の職務の執行を検証しているほか、半期ごとの外部監査人との協議会や四半期ごとの内部監査部門との定例協議会を行い、監査機能の発揮に努めております。

平成20年度における監査役会は20回開催されており、出席状況は1名の社外監査役は20回、もう1名の社外監査役は19回の出席となっております。

③内部監査

当行の内部監査は、取締役会直轄の組織として監査部を設置し、本部、営業店など被監査部門の全ての業務執行を、一切の影響を受けず独自の立場で監査できる体制を構築するとともに、監査部は、監査役及び監査役会との連携を強化し、外部監

一定額を配賦し、VaR法にて計測した信用リスク量、市場リスク量、基礎的手法により計測したオペレーショナルリスク量それぞれが、その配賦資本の範囲内に収まるようコントロールするとともに、リスク量が総体的にも経営体力の範囲内に収まるようコントロールしています。

これまでの統合的リスク管理では配賦すべき資本額に余裕がなく、資本配賦の見直しなどが十分にできなかったことから、今後については、各リスクに配賦する資本額の適切性・妥当性を各期の重点施策や業務計画の遂行状況などにより適時検証・見直していくとともに、ストレステストを含むリスク分析などの結果をもとに、取締役会等においてリスクの現状、対応の必要性等を検証し、必要がある場合にはどのリスクをどのように削減するかといった対応策などを検証、検討するなど、統合的リスク管理の実効性向上に取り組んでまいります。

②信用リスク管理体制強化のための方策

A. これまでの体制

当行の信用リスク管理については、「リスク管理ポリシー」に信用リスク管理方針、信用リスク管理基準を定め、リスク管理を行う体制としております。

具体的には、財務情報等により個別与信のリスクを測定し、その結果に基づいて信用格付を行い、さらに自己査定 of 債務者区分との整合性を検証しながら取組方針を決定しています。

また、与信集中リスクの回避を目的として「クレジットライン規定」を制定し、総与信額が10億円を超える先について、取引方針及び基準与信額を決定し、四半期毎にモニタリングの結果をとりまとめ、与信集中リスクの把握に努めております。

B. 今後の体制強化のための方策

(a) 与信ポートフォリオ管理の充実

信用リスク計量化に基づくリスク管理の強化については、今後の信用リスク管理システムのデータの積み重ねや精緻化により、ポートフォリオ分析による与信管理、貸出金の基準金利の設定、個社別の採算金利算定や採算管理等に活用していく方針です。

貸出先が特定の業種や特定の貸出先等に偏っていると、予想外に多額の損失を被る可能性があることから、平成21年10月から開始しているリスク管理委員会の下部協議組織である「信用リスク管理協議会」での与信ポートフォリオ管理を定期的に、また確実に実施し、より精緻な信用リスク管理に努めてまいります。

(b) 大口与信先の管理強化による与信集中リスクの抑制

クレジットポリシーに定める「過度な貸出集中」を回避するため、「クレジットライン規定」を制定し、総与信額が10億円を超える大口与信先については常務会で取組方針及び基準与信額を決定し、四半期毎に大口与信先の基準与信額の遵守状況、決算内容、銀行取引状況、業況及び問題点、個別案件の動向等のモニタリング結果を取締役会に報告し、与信集中リスクの把握に努めてまいります。

従来、大口与信先については、融資案件審査、決算書類入手、業況悪化時等に実態把握を行っておりましたが、今後は直近の試算表を入手するなどの方法で期中の業況変化についても把握し、さらにヒアリングの頻度を高めるなど、実態把握を強化してまいります。また、信用リスク計量化のデータ蓄積、精緻化による与信ポートフォリオ分析結果の有効性が検証できた時点で基準与信限度額の設定にも活用し、個社別の動向や業況等を的確に捉え、かつ地域経済・産業等の外部環境の変化の状況や業種特性等を踏まえながら、適時に取引方針や与信限度額の見直しを行い、与信集中リスクの管理強化を図ってまいります。

(c) 不良債権の適切な管理のための方策

経営改善支援を必要とする先については、企業支援部が中心となって対象先を選定し、営業店と一体となって取引先企業の実態や経営者の改善意欲等についてモニタリング調査を実施しています。その結果をもとに問題点を洗い出し、経営改善計画策定の支援を行うとともに、実施段階における指導のほか、必要に応じて税理士やコンサルタント等の専門家の紹介による支援を行うなど、経営の改善とランクアップの実現を図っております。

また、宮崎県中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生も行っており、今後もこのような取引先企業の早期事業再生を推進してまいります。

なお、実質破綻先・破綻先については、大口先や長期延滞先を中心に回収計画を策定したうえで任意売却あるいは競売による不動産担保処分を行い、貸出金の償却や債権売却によるオフバランス化を進めてまいります。

③市場リスク管理体制強化のための方策

市場リスク管理については、リスク管理ポリシーに「市場関連リスク管理方針」、「市場関連リスク管理基準」を設け、その中で市場リスクの管理体制、管理すべきリスク、管理方法・モニタリング等について定めております。また、市場関連リスクに係る業務主管部署である証券国際部においても、「資金運用規定」ほか関連マニュアル等を制定し、業務運営上の観点からのリスク管理に関する規定を定めております。

当行では、リスク統括部署である経営企画部リスク管理室を市場部門から独立したミドル部門として牽制機能を発揮させる体制としております。平成20年度下期より経営企画部リスク管理室を中心にリスク管理の高度化の一環として資本配賦による統合的リスク管理を開始し、他のリスクカテゴリーと同様に市場リスク管理についてもリスクの定量的な管理を行い、業務部門のリスクテイクの状況を定期的に把握し、ALM委員会やリスク管理委員会等で報告・検証を行っております。

一方で業務主管部署においては、有価証券全体の保有限度、有価証券のカテゴリ一別、発行体別あるいは国別の保有限度を設定し、特定の商品、発行体、国に残高が偏らないように管理を行い、経営企画部リスク管理室への定期的報告や常務会等への報告を行っております。

また、評価損拡大防止など業務主管部署におけるリスク管理の実効性を高めるため、平成19年6月に資金運用規定を一部改定し、取得価格に対して時価が30%下落し

た場合には速やかに経営企画部リスク管理室を経由して頭取まで報告し、対応を協議する態勢といたしました。

以上のように市場リスク管理態勢の整備を進めてまいりましたが、今般のサブプライム問題に端を発する世界的な市場の混乱により、適切な対応をする時間も無いまま保有する有価証券に多額の評価損が発生し、経営企画部リスク管理室による適切な牽制機能の発揮、市場リスク管理の実効性あるいは強化が改めて問われる結果となりました。これらのことを踏まえて、今後次のような取組みを行い市場リスク管理の強化を図ってまいります。

A. 統合的リスク管理の活用

これまでも経営企画部リスク管理室を中心に統合的リスク管理として資本配賦による市場リスク管理を行い、その結果を定期的にALM委員会やリスク管理委員会等において検証・討議しておりましたが、具体的な対応策の検討を十分に行うに至らず概して報告に止まっておりました。

今後については、統合的リスク管理において平成22年1月から開始した市場リスク量増減要因分析など、リスク限度額管理の精緻化による業務部門でのリスク量削減策の進捗管理を徹底し、市場リスク管理の実効性が発揮される態勢整備に努めてまいります。

さらに、統合的リスク管理導入（平成20年10月）以前のリスク管理では、リスク量全体の限度額はあるものの、個別リスクに対する限度額がなく、市場リスク、信用リスクなど、個々のリスクに対する牽制という点では不十分なものであったことや、導入後間もない統合的リスク管理では検証体制が十分ではなかったことから、平成22年度以降においては、経営体力に見合った市場リスク量及びストレス時市場リスク量を考慮した資本配賦を行ったうえで限度額管理、統合的リスク管理を厳格に実施してまいります。

また、業務主管部署への適切な牽制機能の発揮と市場リスク管理の実効性を高めるため、ストレステストなども含めた統合的リスク管理の結果を踏まえた各委員会での議論を踏まえ、リスク統括部署から業務主管部署への価格変動リスクの削減あるいは金利リスク削減など、具体的な対応策の要請などを行ってまいります。

B. 有価証券運用管理態勢の強化

有価証券運用業務については、金利上昇リスクを過度に抑制してきた結果、長期化する低金利環境において利息配当金をコアとする収益力は漸次低下しており、金利リスクとのバランスを考慮した有価証券ポートフォリオ再構築による安定収益の確保が第一の課題と認識しています。

加えて、価格変動リスクの大きな株式等に対するより具体的なリスク削減・低減策が実施できていなかったことから、株式等の運用額も相対的に大きなものとなっております。

上記の課題等を踏まえたうえで、経営体力比適切なリスク量に統制する観点から株式保有リスクを低減させるとともに、従来の「含み益作り」から「安定的な期間収益重視」により軸足を置いた債券型ポートフォリオへの転換が必要と考えております。

また、有価証券運用部門は、相応の有価証券を支払い準備資産として保有し、かつ効率的な運用を図っていくという必要性・使命を有しております。このことから、預貸業務の補完としての余資運用部門ではなく、「銀行業務における重要なプロフィット・センター（収益部門）」であるとの認識のもと、その責任を従来以上に自覚したうえで、リスク許容度を踏まえた収益目標に基づく運用・管理態勢の強化が重要であると認識しています。

※今後の具体的な取組方針・内容

- 有価証券全体に占める株式保有比率（平成21年9月期の償却原価ベースで15.75%）について、平成24年3月期を目標に12%以内まで削減し、その後も段階的に保有比率及び保有額の低減目標を設定しながら株価変動リスクを低減していく方針です。
- 従来、2年以内の短期および10年超の長期に偏っていた債券償還年限別の保有残高バランスを、5年程度までを目途とした平均的な保有バランスに再構築していくことで、金利変動リスクを抑えつつ中長期的な期間収益の安定化を図る方針です。
- 債券型ポートフォリオの構築に際しては、国債を含む公共債や高格付（信用リスクの比較的低い）一般社債の保有量を増加させる一方で、仕組債やファンド等のリスクの過大な商品は、株式同様、残高の圧縮方針を継続していくことで、安定的な収益を確保していく方針です。

④自己資本管理態勢の強化

当行では、健全で安定的な業務運営のためにはリスクに見合う十分な自己資本を確保することが極めて重要であるとの認識から、自己資本管理規定において取締役会を頂点とした管理体制のもとで、自己資本の充実に向けた取組み、自己資本充実の評価・モニタリング等を行っていくことを規定しております。

これまで自己資本充実の重要性の認識は十分に持っていたものの、自己資本充実度の評価、モニタリングなどを十分に行っていなかったことから、今後は、自己資本の状況の評価、モニタリングを適切に行いながら、統合的リスク管理など厳正なリスク管理のもと、国からの資本を中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化等の業務運営に活用し、従来からの基本方針である利益など内部留保の積み上げによる自己資本の充実に努め、資本の質の向上等に努めてまいります。

（3）法令遵守の体制の強化のための方策

当行は、法令等遵守を信用の維持、お客様の保護、円滑な金融業務運営による地域経済発展への貢献を実現していくうえでの最重要課題の一つとして位置づけております。今後も、管理態勢の継続的な見直しや改善を行い、コンプライアンス態勢の強化を図ってまいります。

①基本方針

当行は法令等遵守を徹底するため、管理体制や基本方針、遵守規準、行動規範等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を制定しております。コンプライアンス・マニュアルは、毎年度見直しと改訂を行なっております。

②コンプライアンス体制

法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックする組織として、頭取を委員長とし取締役で構成する「コンプライアンス委員会」、その下部組織として本部各部長で構成する「コンプライアンス部会」を設置しています。また、統括部署をコンプライアンス統括部コンプライアンス室とし、各部店にはコンプライアンス担当者を配置しております。

随時開催されるコンプライアンス委員会では、コンプライアンス・マニュアルの改定やコンプライアンス・プログラムの策定を行うほか、コンプライアンスに関する事案が発生した場合には、具体的対応策や改善策、未然防止策等を策定し、取締役会へ報告・付議するほか、全行員への周知を実施しております。

③コンプライアンス・プログラム

当行では毎年度、法令等遵守と不祥事の未然防止のための活動計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。これに基づき、本部各部及び営業店での毎月2回のコンプライアンス研修やコンプライアンスに係る不備事項等の改善指示や注意喚起を行うほか、法令等遵守の確保を目的としたコンプライアンス統括部による営業店臨店等を実施し、その進捗状況を四半期毎にコンプライアンス委員会へ報告しております。

④法令等に違反する行為の内部通報制度

当行は、法令等違反の早期発見と是正を図るため、年2回(3月、9月)のコンプライアンス・アンケートと内部通報シートによる内部通報制度の認識度チェックを行い、職場内で問題がある場合は内部通報欄に記載してコンプライアンス統括部へ通報できる態勢をとっております。

万一通報があった場合には、コンプライアンス統括部で検証し、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告するとともに、部・店長に対して指導・改善を命じ、その結果を確認する態勢としております。

⑤反社会的勢力に対する方針

当行は反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底するため、それらの情報をデータベース化して本部と営業店が共有する「スクリーニングシステム」を活用しております。

今後もデータベースの整備拡充を図るとともに、警察や顧問弁護士等との情報交換等による連携を強化して態勢を強化してまいります。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

①監査役・監査役会による監査

当行は監査役制度を採用しており、全監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

経営執行に対する監視強化と経営に対する評価の客観性を確保する目的で、取締

役会のほか常務会には必ず常勤監査役の出席を義務付けており、20年度は51回開催された取締役会のうち、常勤監査役は全て出席したことに加え、社外監査役の1名以上の出席も51回（出席率100%）となっております。

各監査役は取締役会等において客観的な立場で提言を行うなど牽制の効果が発揮されており、今後もこの監視体制を堅持してまいります。

②「経営評価委員会（仮称）」の新設

こうした態勢に加え、経営に対する評価の客観性を確保するために、平成22年度中を目途に社外の有識者等第三者で構成する「経営評価委員会（仮称）」を新設し、当行の経営方針や経営戦略等について客観的な立場で評価及び助言をいただき、経営に反映させてまいります。

（5）情報開示の充実のための方策

①四半期毎の情報開示の充実

お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、迅速かつ正確な四半期情報開示の提供に努めております。開示手段としては、取引所への適時開示とともにホームページに掲載するほか、特に地域の皆様への正確な情報開示を目的として、半期毎に宮崎県庁記者クラブにて頭取出席のもと会見も行っております。今後もこの体制を堅持してまいります。

②会社情報の適時開示

当行では、法定開示を補完することを目的に、重要な会社情報を適時適切に投資者に対して開示するため、「会社情報適時開示基準」を定めるとともに、行内体制を構築することで、情報開示の充実に努めております。

③主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

当行では、より分かりやすいディスクロージャー誌やミニディスクロージャー誌の作成に努めるとともに、株主総会においてもプロジェクターを利用して、図表やグラフを基に分かりやすい業績説明を実施しております。

地域に役立つ銀行として、地域密着型金融の推進による地域の経済活性化への様々な取組みや、各種ボランティア活動や地域振興事業への協賛・支援を通じた社会貢献活動に努めております。

これらの取組みについて、ディスクロージャー誌、プレスリリース、ホームページ等で開示しております。

また、中小企業金融円滑化法に基づいて当行が実施した対応措置の状況及び体制整備等の措置の概要に関する事項等を記載した説明書類についても、同法の定めに従って、適時適切な情報開示を行ってまいります。

今後も一層の開示内容及び活動の充実に努めてまいります。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

①基本方針

地域の中小規模事業者等に対する支援を強化して信用供与の一層の円滑化を図ることは、地域金融機関である当行に課せられた責務であり、また当行自身の経営基盤の強化を図るものであると認識しています。

当行は「リレーションシップバンキングの機能強化計画」（平成15年4月～同17年3月）、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」（平成17年4月～同19年3月）において地域密着型金融推進計画を策定し、それぞれの具体的な取組みを推進しました。

続く平成19年4月からは、4年間の中期経営計画「変革と創造（C. C. プロジェクト）」（取組み期間：平成18年4月～同22年3月）と終期を合わせた3年間の計画を策定し、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化」、「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」、「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」の三つの分野について、その具体的な取組みを推進してまいりました。

本計画におきましても、目利き機能の向上を図り、ニーズに合った商品やサービスの開発・提供を行うとともに、事業再生や経営改善支援の技能をさらに高め、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に貢献してまいります。

②これまでの取組み

A. 平成15年4月～同17年3月の取組み

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」においては、本部に医療・福祉分野の審査担当者を配置したほか、行内に「創業・新事業支援推進協議会」を新設して地元企業の創業・新事業の支援に取り組みました。

また、経営改善支援の主管部である企業支援部を増員して、「審査班」と「支援班」を編成し、営業店と一体となった取組みを推進しました。

B. 平成17年4月～同19年3月の取組み

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」においては、平成17年4月に農業分野の融資推進専担者を本部に配置し、宮崎県の基幹産業の成長に貢献するための基盤づくりを開始しました。

また、宮崎県中小企業再生支援協議会との連携による事業再生にも取り組んだほか、スコアリングモデルを活用した融資商品の取扱いを開始して担保・保証に過度に依存しない融資を推進しました。

さらに、「経営セミナー」や「経営相談会」に加えて「経営者スクール」を新たに開講するなど、中小規模事業者等の経営課題解決支援の取組みを強化しました。

C. 平成19年4月以降における取組み

平成19年度以降につきましては、本部の事業先専担者を増員して中小規模事業融資

推進の体制強化を図るとともに、宮崎県や中小企業基盤整備機構をはじめとする外部の各種機関のほか、知的財産権や工業技術等を専門とする当行顧問との連携体制を強化して、創業や新事業、経営改善に関する具体的な支援活動を推進しました。

③今後の課題と具体的施策

これまでの地域密着型金融の取組みの成果や地域経済の現況及び地域の中小規模事業者等の実態を踏まえ、リレーションの密度を高めて各種ニーズに最適な商品やサービスを提供し、地域密着型金融をさらに推進していく必要があると考えております。

その認識に基づき、次のとおり具体的な取組みを推進してまいります。

A. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

行内の連携に加え、関連会社の株式会社宮崎太陽キャピタルや各種の外部機関との連携を一層強化し、ライフサイクルに応じた取引先企業の支援に関する取組みを推進してまいります。

- 技術・研究開発ニーズを持つ取引先企業に対し、宮崎太陽キャピタルを通じた宮崎大学及び公的支援機関等への共同研究の申込支援や技術相談の紹介・取次、また各種助成金の申請手続支援等を実施します。
- 当行の知的財産権・技術等相談担当顧問のほか、宮崎太陽キャピタルや公的支援機関との連携により、特許や商標、意匠登録、生産管理・技術等に関する課題を抱えている取引先企業を支援します。
- 外部機関との連携により、ISOやプライバシーマークなど、取引先の企業価値を高めるライセンス取得を支援します。
- 経営改善支援取組先を選定し、本部と営業店が一体となった取引先企業の経営改善・事業再生支援を強化します。
- 中小企業再生支援協議会や整理回収機構、企業再生支援機構等の活用の支援、ならびに取引先企業の改善計画進捗状況のフォローアップを実施します。
- 中小企業基盤整備機構等の公的支援機関やその他外部機関との連携により、M&Aや事業承継等に関する相談対応を実施します。
- 平成21年9月に開始したビジネスサポート業務の機能充実と強化を図ります。
- 金融円滑化推進対策室の機能強化を図り、貸付条件変更等の相談への対応に関する態勢整備を進め、本部・営業店が一体となった適切な対応を実施します。

B. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

様々な融資の手法の開発に努めるとともに、行員の目利き能力やコンサルティング能力向上のための教育等を実施し、中小規模事業者等に適した資金供給手法の徹底を図ってまいります。

- 政府系金融機関や信用保証協会との連携強化による融資を推進します。
- ABLの手法を活用するなど、動産・債権担保融資を推進します。
- 財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資を推進します。
- 外部団体主催の目利き能力強化・経営支援能力強化・再生支援能力強化等の研修への継続参加により人材の育成を図ります。
- 行内講師による実践に則した自由参加型キャリア開発講座の開催により、人材の育

成を図ります。

C. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

地方公共団体等や地元企業との連携による多様なサービスを提供し、地域経済の発展に貢献してまいります。

○人材と情報が集積している公的機関等との連携を強化し、地域経済の活性化に繋がる活動に取り組んでまいります。

○利用者満足度調査の実施と結果を踏まえた業務改善の取組みに努めます。

○年金アドバイザー等を中心に振り込め詐欺や悪質商法からお客様をお守りするための情報等も提供して、地域の利用者保護に努めます。

○当行行員による地元の大学・高校・中学校でのお金や銀行の役割等に関する知識の普及活動を通じて、地域の青少年育成に貢献します。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

地域経済は厳しい情勢が続く中、地元中小規模事業者等の資金需要が低迷していることから、平成19年3月末には2,198億円であった中小規模事業者等向け貸出金は、平成21年9月末には2,074億円へと減少しました。一方、緊急保証制度融資の取扱いを開始した平成20年11月以降の信用保証協会保証付セーフティネット関連貸出は、厳しい経済環境を反映して、平成21年9月末までに96億円の利用がありました。

今後についても、地域経済が好転する特段の要因は見当たらないことから、地元中小規模事業者等を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

厳しい環境にある時こそ、金融機関の真価が問われるものであり、地域経済の活性化に向けて当行は本計画に記載した諸施策を確実に実行し、中小規模事業者等の皆様への貸出金増加を推進してまいります。

具体的には、貸出残高1千万円未満のお取引先の資金需要の掘り起こしをはじめとする小規模事業者に対する取組み強化のほか、電子稟議システムの蓄積データの戦略的活用による提案営業の強化など、中小規模事業者等向け資金供給の増強に取り組んでまいります。

また、コンサルティング能力や目利き能力の育成・向上を図り、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進するとともに、経営改善支援や事業再生支援等の取組みを強化してまいります。

①中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当行の主要な営業基盤である宮崎県における事業者の大半は中小規模事業者等であることから、地域経済を活性化させるには、それらの企業に対する資金供与の円滑化が不可欠であると認識しております。

その認識に基づいて、当行は本部及び営業店が一丸となって、次の施策に取り組んでまいります。(詳細は10頁 3-(4)-①-B「事業先融資の増強」等に記載したとおりです。)

A. 小規模事業者への取組み強化

地域経済の低迷の影響による倒産や廃業によって地元企業が減少するなか、当行の

貸出先数も減少し、特に貸出残高1千万円未満の貸出先数の比率の減少が顕著となっていることから、小規模事業者の取引開拓・継続を推進してまいります。

推進については、平成21年9月に新設した営業支援部ビジネスサポート業務担当の電話による中小規模事業者等の資金需要等の把握と、その情報に基づく営業店の提案活動を強化してまいります。

B. 金融円滑化推進対策室の機能強化

取引先企業等からの貸付条件変更等の申込みがあった場合に、組織的に適切な対応が図られるよう、平成21年12月に新設した「金融円滑化推進対策室」と各営業店の「金融円滑化相談窓口」の機能強化を図ってまいります。

②担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

担保や保証に過度に依存しない融資を促進するため、目利き能力の養成や審査能力の向上を目的とした研修の継続開催と充実に努めてまいります。

また、信用供与手法の多様化へ向けた施策に取り組み、中小規模事業者等への資金供給の円滑化に努めてまいります。

A. 信用供与手法の多様化へ向けた対応

当行では平成19年4月よりコベナンツ活用型融資である事業者カードローン「宮崎太陽ビジネス・カードローン」の取扱いを開始したほか、平成20年2月からは水産物（うなぎ）を担保とする動産担保融資の取扱いを、平成21年11月からは農業従事者支援ローン「すくすく3000」の取扱いを開始するなど、信用供与手法の多様化を図ってまいりました。

また、当行にとって新たな市場とも言える農業分野については、農業従事者との対話の機会を数多く設け、銀行が行っている金融サービスの内容に関する説明のほか、制度融資や公的助成金活用の提案、農業法人設立の申請手続支援などの取り組みを開始しております。

中小規模事業者等の需要に応じた的確な資金供給を行っていくため、今後も新たな資金供給サービスの開発と充実に努めてまいります。

③中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当行はこれまでも中小規模事業者等向けの信用供与の円滑化に取り組んできており、平成21年9月末現在の総資産に対する中小規模事業者等向けの貸出比率が37.28%、貸出残高は2,074億円で当行の貸出残高全体に占める割合は5割を超えております。

地域経済が低迷している状況を踏まえると、この水準を維持・向上させていくことには相当の努力を要しますが、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮し、当行の経営基盤である地域の中小規模事業者等に円滑な資金供給を行うことが当行の最大の責務であると認識しております。

この認識に基づき、次のような施策を実施し、年間の返済見込額を上回る年間約1,300億円の中小規模事業者等向けの新規実行を継続的に行って、平成24年3月末の本経営強化計画におけるこの水準を37.83%、残高を2,146億円まで増加させるよう取り

組んでまいります。

なお、当行では今回の資本増強を機に一層の不良債権処理を進めることで、平成22年3月期において、中小規模事業者等向け貸出に対して新規の部分直接償却27億円を実行する計画としております。当該部分直接償却前の中小規模事業者等向け貸出残高は、表16-2（41頁）を参照下さい。

A. 融資事務の本部集中化による営業体制の強化

繁忙・繁杂化する営業店融資事務のうち、住宅ローン案件の稟議書作成については、平成22年4月に本部にローン集中センターを立ち上げて順次本部集中化し、渉外担当者及び融資担当者が事務処理に費やす時間を大幅に削減すると同時に、中小規模事業者等の皆様への訪問頻度を大きく高めることによって、これまで以上にお客様とのリレーション強化を図ることができる活動時間を十分に確保する態勢を整備してまいります。（参照：12頁 3-(4)-①-B-(a)-[5]「本部への住宅ローン事務集中による事業性融資推進体制の強化」）

B. 本部分行員の営業店再配置

既取引先とのリレーション強化やコンサルティング機能や目利き機能の発揮による営業推進体制強化を図って信用供与の一層の円滑化を進めることを目的に、本部の業務全般の検証による合理化や効率化、業務遂行のプロセス等の見直しを進め、平成22年度中に本部分行員を、事業先専担等として営業店へ再配置してまいります。（参照：11頁 3-(4)-①-B-(a)-[4]「本部分行員の営業店再配置」）

C. 事業先専担行員の増強

平成22年4月より、営業店渉外行員の中から10名程度を、当行に取引のない新規事業先の開拓を専門に行う事業先専担として任命し、本部での教育や実践教育を行って専門的営業力を高め、営業店現場の機動力を活かした中小規模事業者等向け貸出の増強を図ってまいります。（参照：12頁 3-(4)-①-B-(b)-[1]「事業先専担行員の増強」）

D. 営業支援部のビジネスサポート業務による営業店支援

貸出残高10百万円未満の事業先との取引維持・拡大を目的として平成21年9月に営業支援部にて新たに開始したビジネスサポート業務の充実を図り、電話による資金需要の聴き取りや当行主催の経営セミナー等のイベント案内とそこで得られた情報の営業店への伝達と、その情報に基づく営業店のタイムリーな資金需要対応等を確実に実施して、資金供給の促進を図ってまいります。（参照：10頁 3-(4)-①-B-(a)-[1]「貸出残高10百万円未満の事業先への取組み」）

E. 管理責任者の明確化による事業先とのリレーション強化

貸出先10百万円以上の事業先とのリレーション強化を目的に、各事業先の管理責任者を明確にして企業経営者とのより緊密なコミュニケーションを確保し、新たな資金需要への対応を図っていくほか、コンサルティング機能や目利き機能の発揮による経営改善支援の取組みも強化してまいります。（参照：11頁 3-(4)-①-B-(a)-[2]「貸出残高10百万円以上の事業先への取組み」）

F. 営業店融資担当行員の配置替えによる事業先訪問強化

営業店の事業先訪問態勢強化策として、平成21年10月より宮崎市内の2ヵ店で実施している営業店融資担当行員の一部を渉外担当へ配置替えする試行について、その課題や実効性の検証を行い、平成22年上期より、各営業店の実態やエリア地域の特性等を考慮したうえで順次他の店舗への導入を図り、中小規模事業者等向け貸出の増強を図ってまいります。(参照：11頁 3-(4)-①-B-(a)-[3]「事業先訪問強化への試み」)

G. 融資営業活動を支援するシステムの活用促進

当行では平成20年9月に電子稟議システムを本格稼働させ、審査案件稟議の電子化や、電子化されたデータの一元管理を開始しております。

今後は取引先開拓にもこのシステムの情報登録機能を活用し、本部と営業店の情報共有による融資開拓活動を行ってまいります。

また、平成20年7月に運用を開始した営業店情報支援システムの充実を図り、業種別情報等に基づくコンサルティング業務支援環境を整備してまいります。(参照：47頁 5-(3)-①-E-(c)「電子稟議システムの活用」)

H. 人材の育成

行員の目利き能力やコンサルティング能力を高め、地域の中小規模事業者等の皆様からの創業や新事業、経営改善支援や早期事業再生等に関する相談ニーズに的確に対応していくため、自由参加型キャリア開発講座を含めた行内研修の充実を図ってまいります。

また、第二地方銀行協会をはじめとする外部研修へも継続的に行員を派遣し、業務能力のレベル向上を図ってまいります。(参照：12頁 3-(4)-①-B-(b)-[2]「事業先開拓に関する行員の能力向上」 / 24頁 3-(4)-④-A「人材育成の強化」)

【中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率（表16-1）】（単位：億円、％）

	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績
中小規模事業者等 向け貸出残高	2,198	2,162	2,184	2,138	2,144
総資産末残	5,553	5,606	5,633	5,577	5,637
総資産に対する比率	39.58	38.56	38.78	38.33	38.03

	21/9期 実績(始期)	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画	始期よりの 増加額
中小規模事業者等 向け貸出残高	2,074	2,076	2,078	2,103	2,107	2,146	71
総資産末残	5,564	5,574	5,563	5,583	5,602	5,672	107
総資産に対する比率	37.28	37.24	37.34	37.66	37.60	37.83	0.55

※中小規模事業者等向け貸出とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ハに規定する別表一における中小企業等から
個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有するSPC向け貸出、当
行関連会社向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

※22/3期は、中小規模事業者等向け貸出に対し、部分直接償却27億円を実行する計画とするため、総資産に対する比
率は一時的に低下する見込みです。

(参考)

【部分直接償却前中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率（表16-2）】（単位：億円、％）

	21/9期 実績(始期)	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画	始期よりの 増加額
部分直接償却	0	27	27	27	27	27	27
部分直接償却前中小規模事 業者向け貸出残高	2,074	2,103	2,105	2,130	2,134	2,173	98
総資産末残	5,564	5,574	5,563	5,583	5,602	5,672	107
総資産に対する比率	37.28	37.73	37.84	38.15	38.09	38.31	1.03

(参考)

【中小企業等向け残高、貸出比率 (表17)】 (単位: 億円、%)

	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績
中小企業等向け貸出残高	3,381	3,347	3,379	3,288	3,322
総資産未算	5,553	5,606	5,633	5,577	5,637
総資産に対する比率	60.89	59.71	59.98	58.95	58.94

	21/9期 実績(始期)	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画	始期より の増加額
中小企業等向け貸出残高	3,240	3,236	3,240	3,300	3,296	3,352	112
総資産未算	5,564	5,574	5,563	5,583	5,602	5,672	107
総資産に対する比率	58.22	58.06	58.24	59.10	58.83	59.10	0.88

※中小企業等向け貸出とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ハに規定する別表第一における中小企業等に対する貸出

(参考)

【中小規模事業者等向け貸出先数 (表18)】 (単位: 先)

	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績
中小規模事業者等向け貸出先数	5,726	5,615	5,655	5,457	5,450

	21/9期 実績(始期)	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画	始期より の増加先数
中小規模事業者等向け貸出先数	5,408	5,458	5,488	5,558	5,588	5,658	250

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当行は地域経済の活性化に貢献するため、外部機関とも連携し、取引先企業の経営改善支援活動に取り組んでまいりました。

今後も、中小規模事業者等のライフサイクルにあわせた、様々な支援を実施してまいります。

【経営改善の取組み（表19）】

（単位：先）

	19/3期 実績	19/9期 実績	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績
創業・新事業開拓支援	18	12	12	23	25
経営相談・早期事業再生支援	5	3	4	4	4
事業継承支援	0	0	1	1	0
担保・保証に過度に 依存しない融資	9	7	15	10	13
合計（経営改善支援取組数）	32	22	32	38	42
取引先数	5,789	5,678	5,719	5,521	5,510
経営改善支援取組率	0.55%	0.38%	0.55%	0.68%	0.76%

	21/9期 実績(始期)	22/3期 計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/9期 計画	24/3期 計画	始期よりの 増加先数
創業・新事業開拓支援	24	29	36	40	50	53	29
経営相談・早期事業再生支援	8	6	33	38	40	48	40
事業継承支援	0	0	0	1	2	2	2
担保・保証に過度に 依存しない融資	8	10	34	62	72	80	72
合計（経営改善支援取組数）	40	45	103	141	164	183	143
取引先数	5,483	5,533	5,563	5,633	5,663	5,733	250
経営改善支援取組率	0.72%	0.81%	1.85%	2.50%	2.89%	3.19%	2.47%

* 「経営相談・早期事業再生支援」のうち、経営相談については21/3期までは計数管理を行っていませんでした。

* 「取引先」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームにかかるSPC、及び当行の関連会社を含んでおります。

* 「経営改善支援取組み先」とは、次の4項目への取組み先といたします。

1. 創業・新事業開拓支援先

- (1) 政府関係金融機関と協調して投融資を行った先
- (2) 創業支援融資商品等による融資を行った取引先として、宮崎県制度融資等の創業貸付及び宮崎県信用保証協会の新規事業関連保証等による貸付、中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度の認定先へ貸出を行った先
- (3) 技術・研究開発ニーズを持つ取引先で、宮崎大学等に共同研究の申込や技術相談等の取次ぎを行った先

- (4) 知的財産権・技術相談担当顧問の活用により、知的財産権や技術等に関する相談対応を行った先
- (5) 関連会社（株式会社宮崎太陽キャピタル）のコンサルティング機能を活用して創業・新事業開拓支援を行った先
- (6) 当行の業務提携先との連携により、ISOやプライバシーマーク等の取得支援を行った先

2. 経営相談・早期事業再生支援先

- (1) 企業支援部が選定した経営改善支援取組対象先で、当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して財務管理手法等の改善、経費削減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った先
- (2) 企業支援部が選定した経営改善支援取組対象先で、必要な専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士等）及び関連会社（株式会社宮崎太陽キャピタル）等を紹介して経営改善の取組みを行った先
- (3) ビジネスマッチングの取組みを成立させた先
- (4) 当行の人材を派遣して再建計画策定その他の支援を行った先
- (5) プリパッケージ型事業再生または私的整理手続等で関与した先
- (6) 中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドを活用した先
- (7) DDS、DES、DIPファイナンス等を活用した先
- (8) 整理回収機構の企業再生スキームを活用した先
- (9) 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した先

3. 事業承継取組み先

- (1) 事業承継ニーズを持つ取引先に対して、必要な専門家（税理士、弁護士、コンサルタント等）を紹介し、共同して問題解決支援を行った先
- (2) 提携しているM&A専門会社と協力し、M&Aの取組みを成立させた先

4. 担保又は保証に過度に依存しない融資促進先

- (1) シンジケート・ローン、コミットメントライン、財務制限条項（コバナンツ）を活用した融資商品や担保及び個人保証を不要とする融資商品で融資を行った先
- (2) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、私募債等、信用格付を利用した利用した信用供与を行った先
- (3) ABL手法の活用等、動産・債権担保融資を行った先
- (4) 診療報酬、オートローン債権等債権流動化の取組みを行った先

①創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行は地域における新事業や技術革新に取り組む事業者を支援するため、次の方策に取り組んでまいります。

A. 宮崎県信用保証協会の創業・新事業制度融資の積極的な活用

当行は中小規模事業者等への創業・新事業資金の供給のため、宮崎県信用保証協会を活用した創業・新事業制度融資に取り組んでいます。

新たに事業を開始する場合や新分野へ進出しようとする中小規模事業者等のための宮崎県創業・新分野進出支援貸付制度や、宮崎県内に工場や事務所の新設等を計画している誘致企業のための宮崎県企業立地促進貸付制度などの制度融資等を活用した資金供給に取り組んでまいります。

B. 関連会社（宮崎太陽キャピタル）を活用した産学官連携による取組み強化

当行と宮崎太陽キャピタルは、宮崎大学と共同でこれまでに「みやざき産学官連携セミナー」を10回開催（累計で372社、588名参加）し、宮崎大学の研究内容を広く地元中小企業へ紹介・広報するとともに、宮崎大学の研究者や職員との人的交流を深め、経営者が気軽に宮崎大学へ技術相談できる雰囲気づくりとその機会の場を提供してまいりました。

また、同大学と地元中小企業の技術評価制度の構築について共同研究を実施し、財団法人宮崎太陽中小企業振興会を実施団体とする助成金事業（技術調査費助成金制度：STR、特許出願費用助成金制度：SPA）にも取組み、中小規模事業者等の知

的財産関連の評価や助言ならびに特許出願費用等の一部についての助成を実施するとともに、今後の事業化支援や知的財産権の整備、強化のサポートを行なってまいりました。

さらに、関連会社の宮崎太陽キャピタルは、経済産業省の事業である地域新生コンソーシアム研究開発事業のプロジェクト管理法人として、九州経済産業局から委託研究開発を受け、宮崎大学発ベンチャー企業の研究開発の支援とその事業化に向けて当行と連携して経営支援等を行いました。

今後も、地元中小企業の技術相談や各種助成金、制度融資相談などを宮崎大学や公的支援機関等に取り次ぐ経営支援に取り組んでまいります。

【STR・STA取組み状況（表20）】

（単位：件、千円）

年度		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (9月末)
技術調査費助成金 (STR)	件数	3	2	4	-	1	1	1	1
	金額	280	100	300	-	140	60	30	60
特許出願費用助成金 (SPA)	件数	-	-	-	-	8	3	5	5
	金額	-	-	-	-	1,562	552	1,079	735

※STRは平成14年度から、SPAは平成19年度から助成開始。

C. 知的財産権・技術相談担当顧問を活用した地元中小規模事業者等支援強化

当行では、事業化に向けて研究・開発に取り組む地元中小規模事業者等を支援するため、長年にわたって大手企業の知的財産権部門で実務経験がある専門家2名を平成18年度に知的財産権・技術相談担当顧問として本部営業推進部に招聘し、営業店行員との同行訪問等によって、開発戦略やパテント戦略、マーケットアプローチへの助言・指導のほか、技術ライセンス仲介等のビジネスマッチング等の支援に取り組んでまいりました。

今後は、新連携事業や農商工連携事業など、国や県の商工政策とのリンクや宮崎太陽キャピタルとの連携も行って、各種助成金や制度融資の申請支援など、事業化への総合的な経営支援に取り組んでまいります。

D. ISOやプライバシーマーク等の取得支援実施

取引先企業の企業価値を高めるISOやプライバシーマーク等の取得支援については、ブロックごとに勉強会を開催して知識を習得し、業務提携先担当者との同行訪問等による取引先企業の相談対応を行っております。また、申請段階に至った先に対しては、業務提携先のほかに当行の知的財産権・技術等相談担当顧問も加え、申請手続の支援を行ってまいりました。

今後も、行企業価値の向上に繋がるISOやプライバシーマーク等の取得支援を継続的に行ってまいります。

②経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行は取引先企業からの経営改善に向けた相談業務について、本部の企業支援部が中心となって、次の方策に取り組んでまいります。

A. 経営改善支援先の選定による支援

事業再生の可能性があると思われ、経営者自身に再生へ向けた意欲が認められる取引先企業を、本部の企業支援部が中心となって経営改善支援対象先として選定し、経営者からの様々な相談に対応しています。

選定は、「取引先企業経営改善支援実施マニュアル」の規定に基づき、債務者区分が要注意先・破綻懸念先となっている先を主な対象先として実施しております。

取組みにあたっては、企業支援部と営業店との協議によって方針を策定し、地域経済に与える影響が特に大きく再生支援に急を要すると判断される「特定先」については企業支援部が、それ以外の「一般先」は各営業店が主体となって選定先企業の経営者との面談・協議を重ねて支援を行い、経営改善計画の策定支援や進捗状況のフォローアップ等の経営改善支援、事業再生支援に取り組んでランクアップを図っております。

地域経済の厳しい状況は今後も続くと思われ、取引先企業の経営改善へ向けた支援の重要度は一層高まってくるものと考えられることから、業種特性や業界動向等を踏まえた審査能力や、定性情報の分析による企業の持続性や将来性を見極め方など、行員の経営改善の技能の向上と実施体制の充実を図ってまいります。

【経営改善支援取組先とランクアップの推移（表21）】 (単位：先)

	18年度	19年度	20年度	21年度上期
経営改善支援取組先数	275	270	244	192
ランクアップ先数	20	9	9	4
ランクアップ率	7.27%	3.33%	3.68%	2.08%

B. ビジネスマッチングへの対応

ビジネスマッチングについては専門業者13社と提携して取引先のニーズに対応しており、直近では事業所のセキュリティシステム導入の成約事例等が発生しております。

今後は、当行が取り組んでいるビジネスマッチング業務の内容について営業店への十分な周知を行うとともに、本部担当者の外部研修受講や本部担当者が講師を勤める行内研修等を実施し、本部・営業店が一体となって本分野に関する知識の向上に努め、お客様のニーズに合った情報を収集・提供できる態勢を整備してまいります。

C. 専門家との連携強化による改善支援

取引先企業の経営改善へ向けた取組みにあたって、専門性の高い課題を解決していかなければならない場合もあることから、当行では公認会計士や税理士、弁護士、各種コンサルタントとの連携による対応も行っています。

よりの確で適切な支援を行っていくため、取引先企業の経営改善計画策定の精度向上を図ることを目的に、宮崎太陽キャピタルによる市場調査や技術評価を行うなどの当行グループ内の連携も強化してまいります。

D. 宮崎太陽キャピタルを活用した地元中小規模事業者等支援

当行では、関連会社である宮崎太陽キャピタルを通じて、地元中小規模事業者等の

成長・発展のために、経営コンサルティング事業や産学官の各種連携事業等、幅広い支援を行なっております。

今後同社は、コンサルティング業務に注力し、知的財産権・技術相談担当顧問や公的支援機関等と連携した地元中小規模事業等への成長支援に加えて、経営改善事案についても積極的にサポートしてまいります。

E. 中小企業金融円滑化法施行に伴う貸付条件変更への対応

当行は、取引先中小規模事業者等の皆様からの貸付条件の変更杜うについて申込みがあった場合には、中小企業金融円滑化法の主旨も踏まえ、できる限り申込みに対応できるよう、次のとおり取り組んでまいります。

(a) 対応措置の実施に関する方針の策定及び態勢の整備

当行は、中小規模事業者等の皆様から、貸付条件変更等の申込みがあった場合の対応を円滑に進めることができるよう、本部に中小企業金融円滑化に関する対応の統括を行う「金融円滑化管理責任者」及び「金融円滑化推進対策室」、また各営業店には「金融円滑化相談窓口」を設置し、かつ金融円滑化の組織的な対応の実効性を確保するために金融円滑化に関する基本方針や規定及び対応マニュアルを策定しました。

(b) 対応に関する行内への周知

中小規模事業者等の皆様から、貸付条件変更等の申込みがあった場合の対応の重要性等について行内での周知徹底を図るため、平成21年12月に臨時支店長会を開催し、関係法令等の内容や対応のあり方について説明を行い、さらに平成22年1月には支店長を除く融資・渉外行員全員を対象として、ブロック別研修を行いました。

(c) 電子稟議システムの活用

中小規模事業者等の皆様からの貸付条件変更等の申込みについては、電子稟議システムの「融資申込受付」機能を活用して、営業店窓口担当者をご相談内容を逐次システムに登録し、営業店と本部で情報や交渉経過の一元管理を図り、迅速に対応しています。

(d) 貸付条件変更等の申込みへの対応

当行は、中小規模事業者等の皆様から貸付条件変更等の申込みがあった場合には、当該事業についての改善又は再生の可能性等を勘案しながら、できる限り貸付条件の変更等を行うように努めてまいります。

③早期の事業再生に資する方策

中小企業再生支援協議会との連携により、実現可能性の高い再生計画の策定と実施によって早期の事業再生を目指す取組みや、事業再生を目指す取引先企業に当行の人材を派遣する取組みを実施してまいります。

A. 当行の人材派遣による事業再生支援の推進

当行では、再生を目指す取引先企業へ担当行員を派遣し、経営者とより緊密な意思疎通を図りながら進める事業再生支援も行っております。

現在は建設業、製造業、医療機関、学校法人等へ行員を派遣しております。それぞ

れの経営課題の解決へ向けて実態調査と検証を行い、改善に取り組んでおります。

B. 中小企業再生支援協議会との連携による早期事業再生支援

中小企業再生支援協議会との連携強化による早期事業再生支援については、平成21年12月末時点で、経営者との面談や財務分析等を行う「一次対応」の段階にある取引先企業が6社、「一次対応」で再生の可能性があると判断され抜本的な経営改善計画策定支援を行う「二次対応」の段階に至った先が11社となっています。

今後も、中小企業再生支援協議会との連携を強化し、早期事業再生のための支援を積極的に取り組んでまいります。

④事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行は、取引先企業の事業承継に関する課題解決ニーズや、M&A及びビジネスマッチングのニーズへの対応にも取り組んでいます。これらの分野について今後充実を図っていく必要があると認識しております。

A. 事業承継への対応

取引先企業の事業承継への支援対応として、平成20年7月に中小企業基盤整備機構との共催で「事業承継セミナー」を開催したほか、「経営相談会」でも取引先企業からの相談に対して、専門家との連携によって支援してまいりました。

今後は事業承継に関する行員の知識と相談対応技術の向上を図り、相談ニーズに十分に対応できる態勢の整備を進めてまいります。

B. M&Aへの対応

当行は平成21年12月現在で、M&Aについては専門業者5社と提携して取引先のニーズに対応できる態勢を確保しております。

現段階では取引先企業から要望があった場合のみの対応となりがちであることから、今後の積極的な展開を図るため、以下に記載のとおり、提携業者等による具体的な取組み手法や資金需要の創出方法等に関する研修等を実施して行員の技能習得を進めるほか、本部にあつては活用戦略に関する検討を行なってまいります。

(a) お客様へのアプローチの積極展開による情報の蓄積

M&Aに関する情報の収集を積極的に展開するため、業務内容の紹介を行うなど、当該分野に関するお客様の関心を高めていただき、ニーズの発掘、情報の収集・構築の一助とします。

(b) 外部発信情報の積極的利用

収集した情報を成果に結びつけるよう、外部の情報発信機能を積極的に活用します。九州の第二地方銀行ではQFネットというM&A業務情報の交換を行う仕組みがあるほか、第二地方銀行協会、また個別には業務提携先や日本政策投資銀行などの金融機関、全国銀行協会のホームページ上に新たに設けられるビジネス情報を交換する仕組みを利用し、会員行取引先の紹介などを積極的に行って、収集した情報を発信してまいります。

6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

(1) 金額及び条件

発行金額及び条件については下記のとおりです。

	項目	内容
1	種類	株式会社宮崎太陽銀行 A 種優先株式
2	申込期日 (払込日)	平成 22 年 3 月 31 日
3	発行価額	1 株につき 500 円
	非資本組入れ額	1 株につき 250 円
4	発行総額	13,000 百万円
5	発行株式数	26 百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部 (本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部 (本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	12 ヶ月日本円 TIBOR+1.05% (平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の日数で日割計算により算出される割合とする) ただし、8%を上限とする
	優先中間配当	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 22 年 10 月 1 日
	取得請求期間の終了日	平成 37 年 3 月 31 日
	当初取得価額 (当初転換価額)	取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。 (※5 連続取引日は、取得請求期間の初日を含まず、福岡証券取引所における当銀行の普通株式の終値が算出されない日を除く)
	取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第 3 金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで (当日を含む。) の直近の 5 連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から (当該日含まない) の 5 連続取引日における終値の平均値の 50%に相当する金額
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成 32 年 4 月 1 日以降、取締役会が別に定める日 (当該取締役会開催日までの 30 連続取引日 (当該日含む) の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り) が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日 (以下、「一斉取得日」という) をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値 (終値が算出されない日を除く。) に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	発行決議日から (当該日含まない) の 5 連続取引日における終値の平均値の 50%に相当する金額

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

①算定根拠

当行の平成21年9月末の連結自己資本比率は7.40%、単体自己資本比率は7.26%であり、国内基準の4%を上回っております。

しかしながら、地域経済及び中小規模事業者等の状況がさらに厳しさを増す中、安定的な金融仲介機能を発揮し、地域の中小規模事業者等の皆様に、適切かつ積極的な資金供給を行っていくために資本増強が必要であると判断いたしました。

金額の算定に当たっては、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、財務基盤の安定性を確保しつつ、地域の中小規模事業者等の皆様への円滑な資金供給を行うために必要な額と致しました。

また、平成22年3月期決算において、可能な限りの不良債権処理の実行と有価証券含み損の処理を行うことで、多額の当期純損失を計上いたしますが、今回の国の資本参加を受けることで、単体自己資本比率は平成22年3月期では8.9%程度となり、計画終期（平成24年3月期）には9.1%程度となる見込みであります。

さらに、Tier1比率につきましても、平成21年9月末の5.6%から、計画終期（平成24年3月期）には7.5%程度となる見込みです。

【単体自己資本比率の推移（表22）】

	21/9 月期 実績	22/3 期 計画	23/3 期 計画	24/3 期 計画
自己資本比率	7.26%	8.9%程度	8.9%程度	9.1%程度

②当該自己資本の活用方針

今回の国の資本参加により強固な財務基盤を確立するとともに、地域の中小規模事業者等に対する信用供与の維持・拡大、経営改善への取組み等地域経済の発展に資するものとして活用いたします。

7. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

当行は従来から株主に対し年2回の安定的配当を行う方針を掲げてきておりましたが、平成21年9月期決算で、平成21年3月期決算に引き続き赤字を計上したことに加え、今後の県内経済の景況や株式市況の動向も不透明感が強いため、平成21年9月期の中間配当の実施は見送ることといたしました。

平成22年3月期の期末配当につきましては、大幅な赤字を計上することに鑑み、抑制の方向で検討してまいります。

また、平成22年9月期以降の配当につきましては、今般の国による資本参加を踏まえ、今後、経営強化計画の実践による収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した利益を確保することで、優先株式について約定に従った配当を行うとともに、普通株式についても株主価値の向上のための年間配当5円を安定的に維持していく方針であります。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行では、月額報酬に加え、役員賞与支給という報酬体系になっておりますが、月額報酬は平成13年7月以降の引上げは実施しておらず、また、役員賞与についても平成20年度は支給しておりません。

今後も業績を勘案した報酬及び賞与としていく方針であります。

(3) 財源確保の方策

当行は、経営強化計画の着実な実行により、収益力の強化と業務の効率化を図り、安定した利益を確保することにより、平成37年3月末には143億円の利益剰余金が積み上がり、公的資金130億円の返済財源は確保できると見込んでおります。

【当期純利益、利益剰余金の残高推移 (表23)】

(単位：億円)

	22/3 月末 見込	23/3 月末 計画	24/3 月末 計画	25/3 月末 計画	26/3 月末 計画	27/3 月末 計画	28/3 月末 計画	29/3 月末 計画
当期純利益	△84	6	16	16	13	13	14	14
利益剰余金	10	11	22	34	42	51	61	71
	30/3 月末 計画	31/3 月末 計画	32/3 月末 計画	33/3 月末 計画	34/3 月末 計画	35/3 月末 計画	36/3 月末 計画	37/3 月末 計画
当期純利益	14	14	14	14	14	14	14	14
利益剰余金	80	89	98	107	116	125	134	143

※利益剰余金は、普通株及び優先株の配当額を当期純利益に対応する年度から控除しております

※当期純利益の推移について

25/3期までの当期純利益は、経営強化計画の実行や一般貸倒引当金戻入益の計上による収益増を見込んでおります。26/3期、27/3期は一般貸倒引当金戻入益の影響もなくなることから当期純利益は一旦減少するものの、28/3期以降は経営強化計画の諸施策の継続的な実施による収益増を見込んでおります。

8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

①経営管理に係る状況

イ. 内部統制システムの基本方針

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制に係る基本方針」を定めるとともに、その「内部統制に係る基本方針」に基づき、業務の適正を確保する体制として、リスク管理・コンプライアンス管理・内部監査を包括した内部管理体制（内部統制システム）を構築しております。

さらに、当行の内部統制システムの整備状況の確認を目的に、取締役会直轄の組織として監査部を設置し、本部、営業店など全ての業務執行を独自の立場で監査できる体制を構築するとともに、監査部は、監査役及び監査役会との連携を強化し、外部監査人との協議を緊密に行っております。

また、連結子会社については、「子会社・子法人・関連法人運営基準」を定め、管理の責任部署を経営企画部とし、3ヵ月ごとに連絡会議を開催するほか、連結子会社に所属する各種リスクは経営企画部リスク管理室にて総合的に管理する仕組みとしております。

ロ. 財務報告に係る内部統制の基本方針

財務報告に係る内部統制強化のための全社的管理体制として、経営企画部担当役員を長とし、整備状況評価を行う「第一部会」、運用状況評価を行う「第二部会」及び内部統制運営部会事務局から構成される「内部統制運営部会」を設置し、業務の健全性・適切性の向上に向けた体制の整備に努めております。

ハ. 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当行は監査役制度を採用しており、全監査役3名のうち2名は社外監査役であります。当行監査役会は、各年度策定する「監査計画書」の基本方針に取締役会に対する監査を最重要テーマの一つとして掲げ、全員が取締役会に出席し客観的な立場で発言を行っており、毎月開催する監査役会議等において取締役等の職務の執行を検証しているほか、半期ごとの外部監査人との協議会や四半期ごとの内部監査部門との定例協議会を行い、監査機能の発揮に努めております。

当行は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人に委嘱しております。

②今後の方針

経営企画部が主管となって毎月開催しております部長会の中に、「経営戦略会議（仮称）」を平成22年4月に新設し、経営強化計画の業務執行状況の把握と問題点や課題への対応策の協議を行い、営業統括本部の月次業績報告と合わせて、毎月取締役会へ報告する体制といたします。

取締役会においては、業務執行状況の報告を受けるとともに、対応策の協議や実行の合意と検証を行い、PDCAサイクルの徹底を図ってまいります。

さらに、こうした態勢に加え、経営に対する評価の客観性を確保するために、平

成 22 年度中を目途に社外の有識者第三者で構成する「経営評価委員会（仮称）」を新設し、委員には本経営強化計画の進捗状況の確認と客観的な立場による評価や助言をいただくほか、当行の経営方針や経営戦略等についてもご意見をいただき、取締役会はそれらについて対応を図ることで今後の経営に反映させていきます。

③経営強化計画に係る監査部基本方針

監査は、本部及び各営業店等における法令等遵守態勢並びにリスク管理態勢を含む内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、その評価及び問題点の改善方法の提言を行うとともに、不正・過誤を未然に防止するための内部牽制としての監査を行うことで、当行の信用の保持並びに資産の保全を目的として実施します。

経営強化計画においては、これに係る諸施策の達成状況を把握するとともに、その結果を踏まえ、定期的開催する取締役会において目標達成に向けた必要な提言を行ってまいります。

(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

当行では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営体力比適正な水準にリスクをコントロールした上で収益力の向上を図るといふ、バランスのとれた経営を行うよう努めております。

この経営目標の実現に向けて、リスク管理に関する各種規定等を整備し、また、その的確な管理の実践のために、リスク統括部署（経営企画部リスク管理室）、ALM委員会、リスク管理委員会等の設置など、組織体制の整備も行ってまいります。

こうした規定体系、組織体制の下で、経営企画部リスク管理室を中心に資本配賦をベースとした統合的リスク管理を行い、その一方で個別リスクを所管する業務部署においても、主に定性的な観点からのリスク管理を行ってまいります。

今後においては、先般の世界的な市場の混乱や急激な景気後退により多額の有価証券評価損、信用コストが発生したことから、4-(2)-①「統合的リスク管理体制強化のための方策」（28頁）で触れた統合的リスク管理の精緻化、信用リスク管理、市場リスク管理の強化を進めるほか、以下の通り、経営企画部リスク管理室を中心としたオペレーショナルリスク管理の強化、態勢の整備などを含め、リスク管理の一層の強化に取り組んでまいります。

①オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理に対しては、予想される発生頻度や損失規模など、個別リスクの特性や当行におけるリスク許容度などを考慮した上で損失・損害を削減・回避することを基本とし、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナルリスクの管理に努めています。

今後においては、事務リスクを適切に評価し軽減させるために、部内・自店検査体制及び事務指導体制の整備とともに自店検査結果等に基づく改善・指導を行うことで堅固な事務体制を構築し、また、システム全般に通じるシステムリスク及び個別のシステムに内在するシステムリスクを把握・削減していくなど、各リスク担当部署によるリスク管理を徹底してまいります。

このほか、オペレーショナルリスク統括部署である経営企画部リスク管理室にお

いては、各業務部署が集約している事務ミス発生報告やシステム障害発生報告、苦情相談報告等を総体として把握し、リスク管理委員会等での報告・対応ができる態勢を整備するなど、オペレーショナルリスクとしての総合的な管理手法を確立し、管理の強化を図ってまいります。

なお、その他のオペレーショナルリスクとして括られる法務リスク、人的リスクについては、コンプライアンス委員会の事務局であるコンプライアンス統括部とも連携して要因分析と対応策の検討等を行い、リスクの低減に努めてまいります。

②流動性リスク管理

当行の資金運用・調達構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを行い、万一、不測の事態が発生した場合でも合理的かつ機動的に対応できる体制を整えております。

流動性リスク管理が銀行経営にとって極めて重要であることから、今後も、特に資金繰り・有価証券運用部門において、資金効率も考慮したうえで現金保有額や即日現金化できるコールローン等の残高を適切に維持するとともに、有価証券運用において資金化・現金化の容易さも重要な投資判断の材料とするなど、流動性を十分に考慮した資金運用・管理を行ってまいります。

また、ALM委員会などで運用・調達の状況、資金繰りの状況を報告し、管理レベル（平常時、懸念時、危機時）などを定める流動性リスク管理基準に沿った適切な対応を行ってまいります。

さらに、流動性リスクにおいては、影響が一行だけにとどまらないシステムミックリスクの可能性も認識して資金繰り管理を徹底するとともに、資金化・現金化の容易さを考慮した有価証券運用の実効性を高める観点から、有価証券の取引に伴う市場流動性のリスクも十分意識した運営を行ってまいります。

9. 機能強化のための計画の前提条件

(前提となる経済環境)

昨年初めまでの大幅な景気後退からの回復過程にはありますが、生産水準、消費水準なども景気後退前の水準に遠く及ばず、国内経済は依然政策に支えられた脆弱な状況にあります。雇用情勢、所得環境も楽観を許さない状況にあり、国内経済が自立的な回復過程に入るのにはなお時間を要するものと予想しております。

また当行が営業基盤とする地域の経済についても、国内景気の回復が極めて緩慢であることや公共工事の削減等の影響もあり、中小企業等域内事業者を取り巻く環境は当面厳しさが続くものと予想しております。

(金利)

景気の回復力が弱く、財政出動にも制約があると考えられることから金融政策への期待が高く、本計画期間中は現在の水準に据え置かれるものと予想します。このことから、無担保コール翌日物、TIBOR 3M及び長期金利も、現行程度の水準が続くものと予想しております。

(為替)

米国が政策支援などにより景気回復を続ける一方で財政赤字の拡大が懸念される状況にあり、また日本経済は内需が弱く景気回復は世界にやや遅れる状況になっていることなど、様々な要因が交錯していることから、本計画期間における外国為替相場は、現行程度の水準で推移するものと予想しております。

(株価)

国内景気は、きわめて緩やかな回復軌道をたどると見込んでいることから平成22年度、平成23年度ともに株価は現状程度で推移すると予想しますが、本計画においては保守的に予想しております。

【各種指標 (表 24)】

指標	21/9 末 実績	21/12 末 実績	22/3 末 前提	22/9 末 前提	23/3 末 前提	23/9 末 前提	24/3 末 前提
無担保コール翌日物(%)	0.103	0.094	0.094	0.094	0.094	0.094	0.094
TIBOR 3M(%)	0.542	0.463	0.463	0.463	0.463	0.463	0.463
新発10年国債利回り(%)	1.295	1.285	1.285	1.285	1.285	1.285	1.285
為替(円/ドル)	89.72	92.41	92.41	92.41	92.41	92.41	92.41
日経平均株価(円)	10,133	10,546	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000

「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」
第3条第1項に定められる提出書類

平成22年3月

宮崎太陽銀行

目 次

1. 内閣府令第3条第1項第1号に係る書類

○株式の引受けに係る申込みの理由書 . . . 1

2. 内閣府令第3条第1項第2号に係る書類

○平成21年9月期の貸借対照表及び損益計算書、自己資本比率、株主資本等変動計算書

(連結)

連結貸借対照表(平成21年9月30日現在) . . . 2

連結損益計算書(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで) . . . 18

連結自己資本比率 . . . 20

連結株主資本等変動計算書(平成21年9月30日現在) . . . 22

(単体)

貸借対照表(平成21年9月30日現在) . . . 27

損益計算書(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで) . . . 41

自己資本比率 . . . 43

株主資本等変動計算書(平成21年9月30日現在) . . . 45

○最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

日計表 . . . 49

四半期報告書(第109期第3四半期) . . . 53

内閣府令第3条 第1項 第1号

項目	添付書類
株式等の引受け等に係る申込みの理由書	株式の引受けに係る申込みの理由書

株式引受けに係る申込みの理由書

平成 22 年 3 月 3 日

本店又は主たる	宮崎市広島 2 丁目 1 番 31 号
事務所の所在地	
商号又は名称	株式会社 宮崎太陽銀行
代 表 者	取締役頭取 宮田 穂積

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 3 条第 1 項に基づく株式の引受けに係る申込みの理由は以下の通りであります。

記

当行は、営業地盤である南九州地域の経済の現状を鑑み、地元の中小規模事業者等の皆さまに対する安定的かつ円滑な資金供給や経営改善・再生支援に関する積極的な取組みを続けていくことが、地域経済発展のための最優先の課題と認識しております。

そのためには、当行の財務基盤の一層の強化を図り、これまで以上のきめ細かな金融仲介機能を発揮し、地元中小規模事業者等の皆さまを全力でサポートしていくことが責務と考えております。

以上のことより、金融機能強化法の趣旨に則り、地域金融機関としての責務を果たすべく、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第 3 条第 1 項に基づく株式引受けに係る申請をいたします。

以上

内閣府令第3条 第1項 第2号

項目	添付書類
貸借対照表等 （提出の日前6か月以内の一定の日のもの） 自己資本比率を記載した書面 （提出の日前6か月以内の一定の日のもの） 株主資本等変動計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第109期（平成21年9月30日現在） <ol style="list-style-type: none"> 1. 連結財務諸表 <ol style="list-style-type: none"> ① 連結貸借対照表 ② 連結損益計算書 ③ 自己資本比率の状況 ④ 連結株主資本等変動計算書 2. 財務諸表 <ol style="list-style-type: none"> ① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 自己資本比率の状況 ④ 株主資本等変動計算書
最近の日計表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年12月31日現在 <ol style="list-style-type: none"> 1. 連結財務諸表 2. 財務諸表
その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第109期第3四半期報告書

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 11,878	※7 11,471	※7 11,244
コールローン	39,800	40,100	54,600
買入金銭債権	1,039	697	879
商品有価証券	4	15	1
有価証券	※1, ※7, ※14 99,782	※1, ※7, ※14 96,778	※1, ※7, ※14 91,977
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 383,295	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 388,565	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 384,098
外国為替	※6 0	※6 —	※6 —
リース債権及びリース投資資産	4,000	4,165	4,183
その他資産	※7 2,219	※7 2,149	※7 2,172
有形固定資産	※9, ※10, ※11 14,972	※9, ※10, ※11 14,634	※9, ※10, ※11 14,765
無形固定資産	497	460	485
繰延税金資産	6,808	5,589	5,935
支払承諾見返	※14 1,573	※14 1,334	※14 1,452
貸倒引当金	△6,943	△8,214	△6,928
資産の部合計	558,929	557,747	564,866
負債の部			
預金	※7 528,301	※7 531,075	※7 540,457
借入金	※12 363	※12 1,315	※12 1,283
外国為替	—	—	0
社債	※13 —	※13 1,000	※13 1,000
その他負債	2,672	2,725	2,917
退職給付引当金	1,679	1,760	1,709
役員退職慰労引当金	261	302	282
睡眠預金払戻損失引当金	167	229	185
偶発損失引当金	8	31	40
再評価に係る繰延税金負債	※9 1,423	※9 1,423	※9 1,423
支払承諾	※14 1,573	※14 1,334	※14 1,452
負債の部合計	536,451	541,198	550,751
純資産の部			
資本金	5,752	5,752	5,752
資本剰余金	4,344	4,344	4,344
利益剰余金	12,727	8,871	9,890
自己株式	△98	△112	△109
株主資本合計	22,727	18,857	19,879
その他有価証券評価差額金	△2,121	△4,247	△7,640
繰延ヘッジ損益	△4	△3	△4
土地再評価差額金	※9 1,519	※9 1,528	※9 1,519
評価・換算差額等合計	△606	△2,722	△6,124
少数株主持分	356	413	360
純資産の部合計	22,477	16,548	14,114
負債及び純資産の部合計	558,929	557,747	564,866

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 3社 株式会社宮崎太陽ビジネスサービス 株式会社宮崎太陽リース 株式会社宮崎太陽キャピタル	(1) 連結子会社 3社 同左	(1) 連結子会社 3社 同左
	(2) 非連結子会社 みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合 JAIC-みやざき太陽1号投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(2) 非連結子会社 同左	(2) 非連結子会社 みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合 JAIC-みやざき太陽1号投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社等 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社等 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社等 同左
	(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社等 みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合 JAIC-みやざき太陽1号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結の子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分の見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社等 同左	(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社等 みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合 JAIC-みやざき太陽1号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結の子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分の見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社	同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 3社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間連結決算期末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、連結会計年度末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：5年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：5年～6年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、零とすることとしております。	③ リース資産 同左	③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。
			(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,144百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,398百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,466百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。なお、当中間連結会計期間はその支給額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。なお、当連結会計年度は該当ありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(13) リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リースのうちリース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 同左	(13) リース取引の処理方法 同左
	(14) 収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(14) 収益及び費用の計上基準 同左	(14) 収益及び費用の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当行は預金、貸出金の一部につき、金利リスク回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。</p>	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>
	<p>(16)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(16)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(16)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、貸手側においては、従来の方法に比べ当中間連結会計期間の経常損失及び税金等調整前中間純損失は、それぞれ6百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>また、「その他資産」は、4,000百万円減少し、「リース債権及びリース投資資産」は同額増加しております。なお、借手側においては、中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、貸手側においては、従来の方法に比べ当連結会計年度の経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ11百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。また、「その他資産」は4,183百万円減少し、「リース債権及びリース投資資産」は同額増加しております。</p> <p>借手側においては、従来の方法に比べ「無形固定資産」中のリース資産は25百万円、「その他負債」中のリース債務は同額増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。</p> <p>なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が967百万円増加、繰延税金資産が390百万円減少、その他有価証券評価差額金が577百万円増加しております。</p>	<p>変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は714百万円増加、「繰延税金資産」は288百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は426百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンバクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は819百万円増加、「繰延税金資産」は330百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は489百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンバクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金354百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,748百万円、延滞債権額は9,563百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,277百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金340百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,055百万円、延滞債権額は9,070百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,945百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金344百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,519百万円、延滞債権額は9,184百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,806百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,589百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,156百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 392百万円 担保資産に対応する債務 預金 812百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,479百万円及び預け金3百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は105百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,220百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,113百万円、1年超のものが107百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,092百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,013百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 397百万円 担保資産に対応する債務 預金 547百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,342百万円及び預け金3百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は108百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,201百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,130百万円、1年超のものが71百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,511百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,080百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 397百万円 担保資産に対応する債務 預金 401百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,343百万円及び預け金3百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は108百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,797百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,703百万円、1年超のものが94百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 6,520百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 6,576百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,507百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 6,611百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 560百万円(当連結会計年度圧縮記帳額一百万円)</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,190百万円であります。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,140百万円であります。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,190百万円であります。</p>

[次へ](#)

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	8,358	7,967	16,247
資金運用収益	6,211	5,783	12,104
(うち貸出金利息)	5,333	5,146	10,597
(うち有価証券利息配当金)	790	609	1,368
役務取引等収益	910	929	1,735
その他業務収益	1,120	1,111	2,114
その他経常収益	115	142	292
経常費用	10,407	8,355	21,404
資金調達費用	884	704	1,661
(うち預金利息)	874	662	1,631
役務取引等費用	558	577	1,092
その他業務費用	1,102	1,016	2,352
営業経費	4,505	4,345	8,851
その他経常費用	※1 3,356	※1 1,712	※1 7,447
経常損失(△)	△2,049	△388	△5,157
特別利益	0	10	0
固定資産処分益	—	0	—
償却債権取立益	0	0	0
偶発損失引当金戻入益	—	9	—
特別損失	3	8	7
固定資産処分損	3	8	7
税金等調整前中間純損失(△)	△2,052	△386	△5,163
法人税、住民税及び事業税	15	89	150
過年度法人税等	—	—	20
法人税等調整額	△645	346	△1,212
法人税等合計	△629	436	△1,040
少数株主利益	14	54	18
中間純損失(△)	△1,436	△877	△4,140

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,948百万円及び株式等償却228百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,563百万円及び株式等償却54百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,326百万円及び株式等償却700百万円を含んでおります。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	5,752	5,752
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	4,344	4,344
	利益剰余金	12,727	8,871
	自己株式(△)	98	112
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	133	—
	その他有価証券の評価差損(△)	2,121	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	356	413
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	5	4
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	20,824	19,267
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	20,824	19,267
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,324	1,328
	一般貸倒引当金	2,081	2,074
	負債性資本調達手段等	—	2,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	2,000
計	3,406	5,402	
うち自己資本への算入額 (B)	3,406	5,402	
控除項目	控除項目(注4) (C)	82	97
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	24,148	24,572
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	309,299	309,107
	オフ・バランス取引等項目	1,317	1,039
	信用リスク・アセットの額 (E)	310,616	310,147
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	22,460	21,753
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,796	1,740
計(E)+(F) (H)	333,077	331,901	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		7.25	7.40
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		6.25	5.80

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結株主資本等変動計算 書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	5,752	5,752	5,752
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	5,752	5,752	5,752
資本剰余金			
前期末残高	4,344	4,344	4,344
当中間期変動額			
自己株式の処分	—	△0	—
当中間期変動額合計	—	△0	—
当中間期末残高	4,344	4,344	4,344
利益剰余金			
前期末残高	14,297	9,890	14,297
当中間期変動額			
剰余金の配当	△132	△132	△265
中間純損失(△)	△1,436	△877	△4,140
自己株式の処分	—	—	△0
土地再評価差額金の取崩	—	△8	—
当中間期変動額合計	△1,569	△1,018	△4,406
当中間期末残高	12,727	8,871	9,890
自己株式			
前期末残高	△80	△109	△80
当中間期変動額			
自己株式の取得	△17	△2	△29
自己株式の処分	—	0	0
当中間期変動額合計	△17	△2	△28
当中間期末残高	△98	△112	△109
株主資本合計			
前期末残高	24,314	19,879	24,314
当中間期変動額			
剰余金の配当	△132	△132	△265
中間純損失(△)	△1,436	△877	△4,140
自己株式の取得	△17	△2	△29
自己株式の処分	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	△8	—
当中間期変動額合計	△1,586	△1,021	△4,434
当中間期末残高	22,727	18,857	19,879

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△1,565	△7,640	△1,565
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△555	3,392	△6,074
当中間期変動額合計	△555	3,392	△6,074
当中間期末残高	△2,121	△4,247	△7,640
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△10	△4	△10
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5	0	5
当中間期変動額合計	5	0	5
当中間期末残高	△4	△3	△4
土地再評価差額金			
前期末残高	1,519	1,519	1,519
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	8	—
当中間期変動額合計	—	8	—
当中間期末残高	1,519	1,528	1,519
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△56	△6,124	△56
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△549	3,401	△6,068
当中間期変動額合計	△549	3,401	△6,068
当中間期末残高	△606	△2,722	△6,124
少数株主持分			
前期末残高	343	360	343
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12	53	16
当中間期変動額合計	12	53	16
当中間期末残高	356	413	360
純資産合計			
前期末残高	24,601	14,114	24,601
当中間期変動額			
剰余金の配当	△132	△132	△265
中間純損失(△)	△1,436	△877	△4,140
自己株式の取得	△17	△2	△29
自己株式の処分	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	△8	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△537	3,455	△6,051
当中間期変動額合計	△2,123	2,433	△10,486
当中間期末残高	22,477	16,548	14,114

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	53,424	—	—	53,424	
合計	53,424	—	—	53,424	
自己株式					
普通株式	179	41	—	221	(注)
合計	179	41	—	221	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	133	2.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	133	利益剰余金	2.50	平成20年9月30日	平成20年12月5日

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	53,424	—	—	53,424	
合計	53,424	—	—	53,424	
自己株式					
普通株式	252	9	0	261	(注)
合計	252	9	0	261	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増し請求等による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	132	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項ありません。

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	53,424	—	—	53,424	
合計	53,424	—	—	53,424	
自己株式					
普通株式	179	74	1	252	(注)
合計	179	74	1	252	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	133	2.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	133	2.50	平成20年9月30日	平成20年12月5日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	132	利益剰余金	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 11,872	※7 11,466	※7 11,240
コールローン	39,800	40,100	54,600
買入金銭債権	1,039	697	879
商品有価証券	4	15	1
有価証券	※1, ※7, ※14 99,629	※1, ※7, ※14 96,626	※1, ※7, ※14 91,825
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 387,211	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 392,468	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 388,242
外国為替	※6 0	※6 —	※6 —
その他資産	※7 1,508	※7 1,467	※7 1,399
有形固定資産	※9, ※10, ※11 14,657	※9, ※10, ※11 14,428	※9, ※10, ※11 14,516
無形固定資産	487	431	451
繰延税金資産	6,702	5,466	5,828
支払承諾見返	※14 1,544	※14 1,313	※14 1,430
貸倒引当金	△6,700	△7,985	△6,678
資産の部合計	557,757	556,496	563,736
負債の部			
預金	※7 528,400	※7 531,200	※7 540,580
借入金	※12 18	※12 1,015	※12 1,018
外国為替	—	—	0
社債	※13 —	※13 1,000	※13 1,000
その他負債	2,238	2,215	2,431
未払法人税等	21	28	114
リース債務	40	53	41
その他の負債	2,176	2,134	2,274
退職給付引当金	1,670	1,750	1,700
役員退職慰労引当金	261	302	282
睡眠預金払戻損失引当金	167	229	185
偶発損失引当金	8	31	40
再評価に係る繰延税金負債	※11 1,423	※11 1,423	※11 1,423
支払承諾	※14 1,544	※14 1,313	※14 1,430
負債の部合計	535,733	540,484	550,092
純資産の部			
資本金	5,752	5,752	5,752
資本剰余金	4,344	4,344	4,344
資本準備金	4,344	4,344	4,344
利益剰余金	12,629	8,747	9,777
利益準備金	2,066	592	2,066
その他利益剰余金	10,562	8,154	7,711
別途積立金	11,778	7,278	11,778
繰越利益剰余金	△1,215	876	△4,067
自己株式	△95	△109	△106
株主資本合計	22,630	18,735	19,768
その他有価証券評価差額金	△2,121	△4,247	△7,640
繰延ヘッジ損益	△4	△3	△4
土地再評価差額金	※11 1,519	※11 1,528	※11 1,519
評価・換算差額等合計	△606	△2,722	△6,124
純資産の部合計	22,024	16,012	13,643
負債及び純資産の部合計	557,757	556,496	563,736

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間会計期間末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、決算期末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 5年～6年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 その他 5年～6年

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左
5 繰延資産の処理方法	—————	—————	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,144百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,398百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,466百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。なお、当中間会計期間はその支給額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、当事業年度は該当ありません。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同左	(6) 偶発損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	預金、貸出金の一部につき、金利リスク回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。	同左	同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は9百万円、「無形固定資産」中のリース資産は30百万円、「その他負債」中のリース債務は40百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中の「リース資産」は14百万円、「無形固定資産」中の「リース資産」は27百万円、「その他負債」中の「リース債務」は41百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	—————

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価格を時価としております。</p> <p>なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が967百万円増加、繰延税金資産が390百万円減少、その他有価証券評価差額金が577百万円増加しております。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は714百万円増加、「繰延税金資産」は288百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は426百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の各将来の利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態であると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は819百万円増加、「繰延税金資産」は330百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は489百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	前事業年度末 (平成21年 3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 363百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,743百万円、延滞債権額は9,289百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,277百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 350百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,050百万円、延滞債権額は8,809百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,945百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 353百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,514百万円、延滞債権額は8,917百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,806百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,310百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,156百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 392百万円 担保資産に対応する債務 預金 812百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,479百万円及び預け金3百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は105百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,220百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,113百万円、1年超のものが107百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,826百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,013百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 397百万円 担保資産に対応する債務 預金 547百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,342百万円及び預け金3百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は108百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,201百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,130百万円、1年超のものが71百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,238百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,080百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 397百万円 担保資産に対応する債務 預金 401百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,343百万円及び預け金3百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は108百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,797百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,703百万円、1年超のものが94百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 6,014百万円</p> <hr/> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 6,301百万円</p> <hr/> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 6,163百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 560百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,507百万円</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>—————</p> <p>—————</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,190百万円であります。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,140百万円であります。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,190百万円であります。</p>

[次へ](#)

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	7,337	6,923	14,317
資金運用収益	6,248	5,820	12,183
(うち貸出金利息)	5,376	5,188	10,683
(うち有価証券利息配当金)	785	604	1,361
役務取引等収益	880	900	1,698
その他業務収益	85	53	127
その他経常収益	123	149	307
経常費用	9,426	7,421	19,546
資金調達費用	880	701	1,654
(うち預金利息)	874	662	1,631
役務取引等費用	561	581	1,099
その他業務費用	105	27	435
営業経費	※1 4,544	※1 4,377	※1 8,939
その他経常費用	※1, ※2 3,334	※1, ※2 1,732	※1, ※2 7,418
経常損失(△)	△2,089	△498	△5,229
特別利益	0	10	0
特別損失	3	8	7
税引前中間純損失(△)	△2,092	△496	△5,235
法人税、住民税及び事業税	13	29	129
過年度法人税等	—	—	20
法人税等調整額	△658	362	△1,219
法人税等合計	△644	392	△1,069
中間純損失(△)	△1,447	△888	△4,165

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は、下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 210百万円 無形固定資産 76百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,929百万円及び株式等償却228百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は、下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 184百万円 無形固定資産 69百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,584百万円及び株式等償却54百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,300百万円及び株式等償却700百万円を含んでおります。</p>

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	5,752	5,752
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	4,344	4,344
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,066	592
	その他利益剰余金	10,562	8,154
	その他	—	—
	自己株式(△)	95	109
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	133	—
	その他有価証券の評価差損(△)	2,121	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	20,376	18,735
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	20,376	18,735
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,324	1,328
	一般貸倒引当金	2,075	2,067
	負債性資本調達手段等	—	2,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	2,000	
計	3,400	5,395	
うち自己資本への算入額 (B)	3,400	5,395	
控除項目	控除項目(注4) (C)	82	97
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	23,694	24,033
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	308,268	308,010
	オフ・バランス取引等項目	1,311	1,035
	信用リスク・アセットの額 (E)	309,580	309,045
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	22,530	21,688
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,802	1,735
	計(E)+(F) (H)	332,110	330,734
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		7.13	7.26
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		6.13	5.66

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	5,752	5,752	5,752
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	5,752	5,752	5,752
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	4,344	4,344	4,344
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	4,344	4,344	4,344
資本剰余金合計			
前期末残高	4,344	4,344	4,344
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	4,344	4,344	4,344
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	2,066	2,066	2,066
当中間期変動額			
利益準備金の取崩	—	△1,500	—
利益準備金の積立	—	26	—
当中間期変動額合計	—	△1,473	—
当中間期末残高	2,066	592	2,066
その他利益剰余金			
退職給与積立金			
前期末残高	375	—	375
当中間期変動額			
退職給与積立金の取崩	△375	—	△375
当中間期変動額合計	△375	—	△375
当中間期末残高	—	—	—
電算化積立金			
前期末残高	200	—	200
当中間期変動額			
電算化積立金の取崩	△200	—	△200
当中間期変動額合計	△200	—	△200
当中間期末残高	—	—	—
別途積立金			
前期末残高	10,703	11,778	10,703
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	—	△4,500	—
別途積立金の積立	1,075	—	1,075
当中間期変動額合計	1,075	△4,500	1,075
当中間期末残高	11,778	7,278	11,778
繰越利益剰余金			
前期末残高	864	△4,067	864
当中間期変動額			
利益準備金の取崩	—	1,500	—
利益準備金の積立	—	△26	—

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
剰余金の配当	△133	△132	△266
退職給与積立金の取崩	375	—	375
電算化積立金の取崩	200	—	200
別途積立金の取崩	—	4,500	—
別途積立金の積立	△1,075	—	△1,075
中間純損失(△)	△1,447	△888	△4,165
自己株式の処分	—	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	△8	—
当中間期変動額合計	△2,080	4,943	△4,931
当中間期末残高	△1,215	876	△4,067
利益剰余金合計			
前期末残高	14,209	9,777	14,209
当中間期変動額			
利益準備金の取崩	—	—	—
利益準備金の積立	—	—	—
剰余金の配当	△133	△132	△266
退職給与積立金の取崩	—	—	—
電算化積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純損失(△)	△1,447	△888	△4,165
自己株式の処分	—	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	△8	—
当中間期変動額合計	△1,580	△1,030	△4,431
当中間期末残高	12,629	8,747	9,777
自己株式			
前期末残高	△78	△106	△78
当中間期変動額			
自己株式の取得	△17	△2	△29
自己株式の処分	—	0	0
当中間期変動額合計	△17	△2	△28
当中間期末残高	△95	△109	△106
株主資本合計			
前期末残高	24,228	19,768	24,228
当中間期変動額			
剰余金の配当	△133	△132	△266
中間純損失(△)	△1,447	△888	△4,165
自己株式の取得	△17	△2	△29
自己株式の処分	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	△8	—
当中間期変動額合計	△1,597	△1,032	△4,460
当中間期末残高	22,630	18,735	19,768

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△1,565	△7,640	△1,565
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△555	3,392	△6,074
当中間期変動額合計	△555	3,392	△6,074
当中間期末残高	△2,121	△4,247	△7,640
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△10	△4	△10
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	5	0	5
当中間期変動額合計	5	0	5
当中間期末残高	△4	△3	△4
土地再評価差額金			
前期末残高	1,519	1,519	1,519
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	8	—
当中間期変動額合計	—	8	—
当中間期末残高	1,519	1,528	1,519
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△56	△6,124	△56
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△549	3,401	△6,068
当中間期変動額合計	△549	3,401	△6,068
当中間期末残高	△606	△2,722	△6,124
純資産合計			
前期末残高	24,171	13,643	24,171
当中間期変動額			
剰余金の配当	△133	△132	△266
中間純損失 (△)	△1,447	△888	△4,165
自己株式の取得	△17	△2	△29
自己株式の処分	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	△8	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△549	3,401	△6,068
当中間期変動額合計	△2,147	2,368	△10,528
当中間期末残高	22,024	16,012	13,643

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	174	41	—	215	(注)
合計	174	41	—	215	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	247	9	0	256	(注)
合計	247	9	0	256	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増し請求による減少であります。

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	174	74	1	247	(注)
合計	174	74	1	247	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増し請求による減少であります。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	14,026	11,244
コールローン	33,000	54,600
買入金銭債権	653	879
商品有価証券	-	1
有価証券	95,166	91,977
貸出金	389,643	384,098
リース債権及びリース投資資産	4,231	4,183
その他資産	2,414	2,172
有形固定資産	14,592	14,765
無形固定資産	425	485
繰延税金資産	5,919	5,935
支払承諾見返	1,265	1,452
貸倒引当金	△ 8,146	△ 6,928
資産の部合計	553,192	564,866
負債の部		
預金	527,985	540,457
借入金	1,290	1,283
外国為替	-	0
社債	1,000	1,000
その他負債	2,724	2,917
退職給付引当金	1,780	1,709
役員退職慰労引当金	312	282
睡眠預金払戻損失引当金	229	185
偶発損失引当金	38	40
再評価に係る繰延税金負債	1,423	1,423
支払承諾	1,265	1,452
負債の部合計	538,051	550,751
純資産の部		
資本金	5,752	5,752
資本剰余金	4,344	4,344
利益剰余金	7,444	9,890
自己株式	△ 113	△ 109
株主資本合計	17,428	19,879
その他有価証券評価差額金	△ 4,229	△ 7,640
繰延ヘッジ損益	△ 3	△ 4
土地再評価差額金	1,528	1,519
評価・換算差額等合計	△ 2,704	△ 6,124
少数株主持分	417	360
純資産の部合計	15,141	14,114
負債及び純資産の部合計	553,192	564,866

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
経常収益	12,348	11,883
資金運用収益	9,226	8,702
(うち貸出金利息)	8,001	7,736
(うち有価証券利息配当金)	1,100	927
役務取引等収益	1,331	1,359
その他業務収益	1,637	1,651
その他経常収益	153	170
経常費用	14,447	13,997
資金調達費用	1,298	1,018
(うち預金利息)	1,282	954
役務取引等費用	810	793
その他業務費用	1,553	1,465
営業経費	6,731	6,465
その他経常費用	4,053	4,254
経常損失(△)	△ 2,098	△ 2,114
特別利益	0	3
固定資産処分益	-	0
償却債権取立益	0	0
偶発損失引当金戻入益	-	2
特別損失	3	9
固定資産処分損	3	9
税金等調整前四半期純損失(△)	△ 2,101	△ 2,120
法人税等	△ 626	127
少数株主利益	9	57
四半期純損失(△)	△ 1,484	△ 2,304

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年12月31日)	前会計年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	14,023	11,240
コールローン	33,000	54,600
買入金銭債権	653	879
商品有価証券	-	1
有価証券	95,013	91,825
貸出金	393,643	388,242
その他資産	1,714	1,399
有形固定資産	14,403	14,516
無形固定資産	397	451
繰延税金資産	5,808	5,828
支払承諾見返	1,245	1,430
貸倒引当金	△ 7,907	△ 6,678
資産の部合計	551,996	563,736
負債の部		
預金	528,100	540,580
借入金	1,015	1,018
外国為替	-	0
社債	1,000	1,000
その他負債	2,260	2,431
退職給付引当金	1,771	1,700
役員退職慰労引当金	312	282
睡眠預金払戻損失引当金	229	185
偶発損失引当金	38	40
再評価に係る繰延税金負債	1,423	1,423
支払承諾	1,245	1,430
負債の部合計	537,398	550,092
純資産の部		
資本金	5,752	5,752
資本剰余金	4,344	4,344
利益剰余金	7,317	9,777
自己株式	△ 111	△ 106
株主資本合計	17,303	19,768
その他有価証券評価差額金	△ 4,229	△ 7,640
繰延ヘッジ損益	△ 3	△ 4
土地再評価差額金	1,528	1,519
評価・換算差額等合計	△ 2,704	△ 6,124
純資産の部合計	14,598	13,643
負債及び純資産の部合計	551,996	563,736

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
経常収益	10,861	10,355
資金運用収益	9,284	8,757
(うち貸出金利息)	8,065	7,797
(うち有価証券利息配当金)	1,094	921
役務取引等収益	1,298	1,328
その他業務収益	113	88
その他経常収益	164	181
経常費用	12,994	12,589
資金調達費用	1,292	1,014
(うち預金利息)	1,282	954
役務取引等費用	815	799
その他業務費用	109	30
営業経費	6,772	6,502
その他経常費用	4,004	4,242
経常損失(△)	△ 2,132	△ 2,234
特別利益	0	3
固定資産処分益	-	0
償却債権取立益	0	0
偶発損失引当金戻入益	-	2
特別損失	3	9
固定資産処分損	3	9
税金等調整前四半期純損失(△)	△ 2,136	△ 2,239
法人税等	△ 640	78
少数株主利益	△ 640	78
四半期純損失(△)	△ 1,495	△ 2,318

四 半 期 報 告 書

(第109期第3四半期)



【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第109期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社宮崎太陽銀行

【英訳名】 The Miyazaki Taiyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 宮田穂積

【本店の所在の場所】 宮崎市広島2丁目1番31号

【電話番号】 (代表)(0985)24-2111

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 鳥原浩二

【最寄りの連絡場所】 宮崎市広島2丁目1番31号

【電話番号】 (代表)(0985)24-2111

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 鳥原浩二

【縦覧に供する場所】 株式会社宮崎太陽銀行鹿児島支店
(鹿児島市加治屋町14番8号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度
		第3四半期連結 累計期間	第3四半期連結 累計期間	第3四半期連結 会計期間	第3四半期連結 会計期間	平成20年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	12,348	11,883	3,990	3,915	16,247
経常利益(△は経常損失)	百万円	△2,098	△2,114	△49	△1,732	△5,157
四半期純利益 (△は四半期純損失)	百万円	△1,484	△2,304	△47	△1,427	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	—	△4,140
純資産額	百万円	—	—	18,846	15,141	14,114
総資産額	百万円	—	—	561,377	553,192	564,866
1株当たり純資産額	円	—	—	347.74	276.99	258.67
1株当たり四半期純利益 金額(△は1株当たり四 半期純損失金額)	円	△27.89	△43.34	△0.89	△26.84	—
1株当たり当期 純利益金額(△は1株当 たり当期純損失金額)	円	—	—	—	—	△77.82
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	3.29	2.66	2.43
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,349	3,350	—	—	△3,279
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,149	△570	—	—	1,992
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	708	△138	—	—	1,704
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	—	—	14,297	13,447	10,806
従業員数	人	—	—	727	726	721

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、四半期(当期)純損失が計上されており、また、潜在株式がないので、記載しておりません。

4 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「① 損益計算書」にもとづいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「③ 1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	726 [172]
---------	--------------

(注) 1 従業員数は、嘱託、契約社員及び臨時従業員190人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	693 [153]
---------	--------------

(注) 1 従業員数は、嘱託、契約社員及び臨時従業員171人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

当四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載された事業等のリスクに関して重要な変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

・業績

(経営成績)

① 経常収益

経常収益は、資金運用収益の減収を主因に、前年同四半期連結会計期間比75百万円(△1.9%)減収の39億15百万円となりました。

② 経常費用

資金調達費用は減少したものの、貸倒引当金繰入等のその他経常費用が前年同四半期連結会計期間比18億52百万円(265.7%)増加したことを主因に、経常費用は前年同四半期連結会計期間比16億9百万円(39.8%)増加して、56億48百万円となりました。

③ 経常損失、四半期純損失

上記の結果、当第3四半期連結会計期間では17億32百万円の経常損失となりました。

経常損失に伴い、第3四半期純損失は14億27百万円となりました。

(財政状態)

① 預金

公金預金の減少を主因に、預金は前連結会計年度末比125億円(△2.3%)減の5,279億円となりました。

② 貸出金

貸出金は、個人向け貸出の増加に加え、事業性貸出も増加したことで、前連結会計年度末比56億円(1.5%)増の3,896億円となりました。

③ 有価証券

有価証券は、社債運用の増加を主因に、前連結会計年度末比32億円(3.5%)増の951億円となりました。

・事業の種類別セグメントの状況

① 銀行業

経常収益は、資金運用収益の減収を主因に、前年同四半期連結会計期間比92百万円(△2.6%)減収の34億31百万円となりました。一方、経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加を主因に、前年同四半期連結会計期間比16億7百万円(45.1%)増加して51億74百万円となりました。この結果、当第3四半期連結会計期間では、17億36百万円の経常損失となりました。

② リース業・保証等事業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益は増加したものの、セグメント間の内部経常収益が減少したことで前年同四半期連結会計期間比3百万円(△0.5%)減収の5億44百万円となりました。一方、経常費用は、リース原価の減少を主因に、前年同四半期連結会計期間比21百万円(△3.7%)減少して5億40百万円となりました。この結果、経常利益は4百万円となりました(前年同四半期連結会計期間は13百万円の経常損失)。

③ その他の事業

経常収益は前年同四半期連結会計期間と同額の45百万円を計上したものの、経常費用が前年同四半期連結会計期間比3百万円(7.9%)増加したことで、経常利益は前年同四半期連結会計期間比3百万円(△50.0%)減益の3百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第3四半期末残高は、当第3四半期連結会計期間中24億円増加し、134億47百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が減少したものの、コールローン等の取崩し等を主因に12億95百万円の収入超となりました。これを前年同四半期連結会計期間と比較しますと40億15百万円の収入減となります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出があったものの、有価証券の売却や償還による収入がそれを上回ったことを主因に11億7百万円の収入超となりました。これを前年同四半期連結会計期間と比較しますと44億69百万円の収入増となります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出を主因に2百万円の支払超となりました。これを前年同四半期連結会計期間と比較しますと8億61百万円の支出増となります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

「百年に一度」と言われた金融危機から我が国の金融市場・金融システムは落ち着きを取り戻しつつありますが、当行の営業基盤であります地域経済はいまだ低迷かつ不安定化にあり、当面厳しい状況が続くものと思われま

す。そういった中、当行では当第3四半期連結会計期間においても、第2四半期連結会計期間に引き続き、多額の貸倒引当金繰入額を要することになり、経常損失、四半期純損失を計上したことで自己資本を大きく毀損することとなりました。

当行の平成21年12月末の自己資本比率は、銀行法等で求められている健全性の基準を充分上回る水準を維持しておりますが、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下、「金融機能強化法」といいます)」の趣旨を踏まえ、予防的な資本増強を図り財務基盤をより一層強固なものにすることにより、今後とも中小企業をはじめとする地域のお客様への安定的かつ円滑な資金供給など地域金融機関としての機能を積極的に果たしていくため、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けて検討を開始いたしました。

国内・国際業務部門別収支

第3四半期連結会計期間の業務収支は全体で29億7百万円となりました。その内訳は資金運用収支が26億4百万円、役務取引等収支が2億13百万円、その他業務収支が89百万円となっております。

このうち主となる資金運用収支では、貸出金利息を中心とする資金運用収益は29億18百万円(うち国内業務部門29億2百万円)、預金利息を中心とする資金調達費用は3億13百万円(うち国内業務部門3億30百万円)となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	2,605	△3	—	2,601
	当第3四半期連結会計期間	2,572	32	—	2,604
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	3,019	11	△15	3,015
	当第3四半期連結会計期間	2,903	40	△25	2,918
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	413	15	△15	413
	当第3四半期連結会計期間	330	8	△25	313
役務取引等収支	前第3四半期連結会計期間	167	0	—	168
	当第3四半期連結会計期間	213	0	—	213
うち役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	419	1	—	421
	当第3四半期連結会計期間	428	1	—	429
うち役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	251	0	—	252
	当第3四半期連結会計期間	215	0	—	215
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	66	△0	—	65
	当第3四半期連結会計期間	88	1	—	89
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	516	△0	—	516
	当第3四半期連結会計期間	538	1	—	539
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	450	—	—	450
	当第3四半期連結会計期間	449	—	—	449

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行及び子会社の円建取引であります。

3 国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。

4 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

第3四半期連結会計期間の役務取引等収益は国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務を中心に4億29百万円となりました。

一方、役務取引等費用は保証業務を中心に2億15百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	419	1	—	421
	当第3四半期連結会計期間	428	1	—	429
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結会計期間	211	0	—	211
	当第3四半期連結会計期間	241	—	—	241
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	167	1	—	169
	当第3四半期連結会計期間	164	1	—	165
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	19	—	—	19
	当第3四半期連結会計期間	4	—	—	4
うち代理業務	前第3四半期連結会計期間	4	—	—	4
	当第3四半期連結会計期間	4	—	—	4
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結会計期間	6	—	—	6
	当第3四半期連結会計期間	8	—	—	8
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	9	—	—	9
	当第3四半期連結会計期間	5	—	—	5
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	251	0	—	252
	当第3四半期連結会計期間	215	0	—	215
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	34	0	—	35
	当第3四半期連結会計期間	35	0	—	35
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	182	—	—	182
	当第3四半期連結会計期間	147	—	—	147

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。

3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	532,911	78	—	532,989
	当第3四半期連結会計期間	527,871	114	—	527,985
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	225,923	—	—	225,923
	当第3四半期連結会計期間	229,436	—	—	229,436
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	302,348	—	—	302,348
	当第3四半期連結会計期間	296,968	—	—	296,968
うちその他	前第3四半期連結会計期間	4,638	78	—	4,717
	当第3四半期連結会計期間	1,465	114	—	1,580
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前第3四半期連結会計期間	532,911	78	—	532,989
	当第3四半期連結会計期間	527,871	114	—	527,985

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

- 2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。
- 3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。
- 4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
- 5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	386,715	100.00
製造業	20,901	5.40
農業	2,195	0.57
林業	337	0.09
漁業	1,439	0.37
鉱業	353	0.09
建設業	19,936	5.16
電気・ガス・熱供給・水道業	1,404	0.36
情報通信業	1,777	0.46
運輸業	6,491	1.68
卸売・小売業	38,510	9.96
金融・保険業	19,975	5.17
不動産業	50,155	12.97
各種サービス業	81,970	21.19
地方公共団体	32,933	8.52
その他	108,333	28.01
国際業務部門及び特別国際金融取引 勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	386,715	—

業種別	平成21年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	389,643	100.00
製造業	20,497	5.26
農業, 林業	3,304	0.85
漁業	1,565	0.40
鉱業, 採石業, 砂利採取業	435	0.11
建設業	16,260	4.17
電気・ガス・熱供給・水道業	1,340	0.34
情報通信業	1,861	0.48
運輸業, 郵便業	9,063	2.33
卸売業, 小売業	36,459	9.36
金融業, 保険業	17,693	4.54
不動産業, 物品賃貸業	58,289	14.96
各種サービス業	72,970	18.73
地方公共団体	39,916	10.24
その他	109,983	28.23
国際業務部門及び特別国際金融取引 勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	389,643	—

- (注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。
- 2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。
- 3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。
- 4 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,424,449	同左	福岡証券取引所	(注)
計	53,424,449	同左	—	—

(注) 当行の株式の単元株式数は、1,000株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年12月31日	—	53,424	—	5,752,897	—	4,344,755

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 256,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,505,000	52,505	—
単元未満株式	普通株式 663,449	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	53,424,449	—	—
総株主の議決権	—	52,505	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式442株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1番31号	256,000	—	256,000	0.47
計	—	256,000	—	256,000	0.47

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	340	318	337	318	320	330	323	314	297
最低(円)	300	294	307	294	297	287	290	270	260

(注) 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。

3 【役員の方況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 審査管理本部長兼 審査部長	常務取締役 経営企画本部長兼 総務部長	比江島 昌 信	平成21年 7 月 1 日
取締役 人事部長	取締役 監査部長	中 瀬 達 朗	平成21年 7 月 1 日
取締役 監査部長	取締役 営業統括本部長	船 間 文 宣	平成21年 7 月 1 日
取締役 営業統括本部長	取締役 審査管理本部長兼 審査部長	中 原 直 樹	平成21年 7 月 1 日
取締役 経営企画本部長兼 総務部長	取締役 人事部長	山 崎 隆 夫	平成21年 7 月 1 日

(注) 執行役員企業支援部長 赤池弘憲は、平成21年12月31日に退職しております。

第5 【経理の状況】

1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益の状況、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	14,026	11,244
コールローン	33,000	54,600
買入金銭債権	653	879
商品有価証券	—	1
有価証券	95,166	91,977
貸出金	※1 389,643	※1 384,098
リース債権及びリース投資資産	4,231	4,183
その他資産	2,414	2,172
有形固定資産	※2 14,592	※2 14,765
無形固定資産	425	485
繰延税金資産	5,919	5,935
支払承諾見返	1,265	1,452
貸倒引当金	△8,146	△6,928
資産の部合計	553,192	564,866
負債の部		
預金	527,985	540,457
借入金	1,290	1,283
外国為替	—	0
社債	1,000	1,000
その他負債	2,724	2,917
退職給付引当金	1,780	1,709
役員退職慰労引当金	312	282
睡眠預金払戻損失引当金	229	185
偶発損失引当金	38	40
再評価に係る繰延税金負債	1,423	1,423
支払承諾	1,265	1,452
負債の部合計	538,051	550,751
純資産の部		
資本金	5,752	5,752
資本剰余金	4,344	4,344
利益剰余金	7,444	9,890
自己株式	△113	△109
株主資本合計	17,428	19,879
その他有価証券評価差額金	△4,229	△7,640
繰延ヘッジ損益	△3	△4
土地再評価差額金	1,528	1,519
評価・換算差額等合計	△2,704	△6,124
少数株主持分	417	360
純資産の部合計	15,141	14,114
負債及び純資産の部合計	553,192	564,866

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
経常収益	12,348	11,883
資金運用収益	9,226	8,702
(うち貸出金利息)	8,001	7,736
(うち有価証券利息配当金)	1,100	927
役務取引等収益	1,331	1,359
その他業務収益	1,637	1,651
その他経常収益	153	170
経常費用	14,447	13,997
資金調達費用	1,298	1,018
(うち預金利息)	1,282	954
役務取引等費用	810	793
その他業務費用	1,553	1,465
営業経費	6,731	6,465
その他経常費用	※1 4,053	※1 4,254
経常損失(△)	△2,098	△2,114
特別利益	0	3
固定資産処分益	—	0
償却債権取立益	0	0
偶発損失引当金戻入益	—	2
特別損失	3	9
固定資産処分損	3	9
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,101	△2,120
法人税等	△626	127
少数株主利益	9	57
四半期純損失(△)	△1,484	△2,304

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,101	△2,120
減価償却費	558	463
のれん償却額	0	0
貸倒引当金の増減(△)	606	1,217
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△13	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	45	70
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△27	30
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	61	44
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	6	△2
資金運用収益	△9,226	△8,702
資金調達費用	1,298	1,018
有価証券関係損益(△)	683	474
為替差損益(△は益)	△4	△4
固定資産処分損益(△は益)	3	8
貸出金の純増(△)減	2,746	△5,545
預金の純増減(△)	582	△12,394
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△147	7
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△145	△134
コールローン等の純増(△)減	3,659	21,826
外国為替(負債)の純増減(△)	△7	△0
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	—	△48
資金運用による収入	9,023	8,653
資金調達による支出	△942	△1,259
その他	275	△67
小計	6,933	3,536
法人税等の支払額	△67	△186
法人税等の還付額	483	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,349	3,350
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△39,478	△39,416
有価証券の売却による収入	14,780	19,134
有価証券の償還による収入	20,884	19,963
有形固定資産の取得による支出	△163	△202
有形固定資産の除却による支出	△2	△2
有形固定資産の売却による収入	—	15
無形固定資産の取得による支出	△170	△63
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,149	△570

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	1,000	—
配当金の支払額	△265	△132
少数株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△24	△5
自己株式の売却による収入	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	708	△138
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,908	2,641
現金及び現金同等物の期首残高	10,389	10,806
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 14,297	※1 13,447

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間連結会計期間末の予想損失率を見直した後の予想損失率を適用して計上しております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1 税金費用の処理	<p>当行及び連結子会社の税金費用は、四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。ただし当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。</p> <p>なお、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">934百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">9,185百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">7,046百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 6,636百万円</p>	破綻先債権額	934百万円	延滞債権額	9,185百万円	3ヵ月以上延滞債権額	20百万円	貸出条件緩和債権額	7,046百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">1,519百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">9,184百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">3,806百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 6,611百万円</p>	破綻先債権額	1,519百万円	延滞債権額	9,184百万円	3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	貸出条件緩和債権額	3,806百万円
破綻先債権額	934百万円																
延滞債権額	9,185百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	20百万円																
貸出条件緩和債権額	7,046百万円																
破綻先債権額	1,519百万円																
延滞債権額	9,184百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円																
貸出条件緩和債権額	3,806百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,191百万円及び株式等償却547百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,543百万円及び株式等償却581百万円を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成20年12月31日現在	平成21年12月31日現在
現金預け金勘定 14,777	現金預け金勘定 14,026
預け金(日銀預け金を除く) △479	預け金(日銀預け金を除く) △579
現金及び現金同等物 <u>14,297</u>	現金及び現金同等物 <u>13,447</u>

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当第3四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	53,424
合計	53,424
自己株式	
普通株式	268
合計	268

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	132	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業・ 保証等事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	10,783	1,555	10	12,348	—	12,348
(2) セグメント間の内部 経常収益	77	191	151	420	(420)	—
計	10,861	1,746	161	12,769	(420)	12,348
経常利益 (△は経常損失)	△2,132	13	16	△2,102	4	△2,098

(注) 1 連結会社について、事業活動の関連性等を考慮して区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業の区分

- (1) 銀行業 …………… 銀行業務
(2) リース業・保証等事業 …… リース業務・信用保証業務等
(3) その他の事業 …………… 銀行事務代行業務・ベンチャーキャピタル業務

3 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、当第3四半期連結累計期間における「リース業・保証等事業」の経常費用が15百万円減少したため、差引経常利益が15百万円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業・ 保証等事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	10,280	1,592	10	11,883	—	11,883
(2) セグメント間の内部 経常収益	75	142	142	360	(360)	—
計	10,355	1,735	153	12,244	(360)	11,883
経常利益 (△は経常損失)	△2,234	99	13	△2,121	7	△2,114

(注) 1 連結会社について、事業活動の関連性等を考慮して区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業の区分

- (1) 銀行業 …………… 銀行業務
(2) リース業・保証等事業 …… リース業務・信用保証業務等
(3) その他の事業 …………… 銀行事務代行業務・ベンチャーキャピタル業務

【所在地別セグメント情報】

在外子会社及び在外支店がありませんので、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

※1 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	1,094	1,116	21
その他	6,732	6,028	△703
合計	7,827	7,145	△681

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	14,788	11,410	△3,378
債券	59,121	60,227	1,106
国債	24,359	25,041	681
地方債	4,025	4,068	42
短期社債	—	—	—
社債	30,736	31,118	381
その他	14,057	12,040	△2,016
合計	87,967	83,679	△4,288

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については当第3四半期連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価、債券については当第3四半期連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、581百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

(追加情報)

変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当第3四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は774百万円増加、「繰延税金資産」は312百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は462百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(金銭の信託関係)

当第3四半期連結会計期間末

該当事項ありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末

該当事項ありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	276.99	258.67

2 1株当たり四半期純損失金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	円	27.89	43.34
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	—	—

(注) 1 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額			
四半期純損失	百万円	1,484	2,304
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期 純損失	百万円	1,484	2,304
普通株式の 期中平均株式数	千株	53,215	53,164

2 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失が計上されており、また、潜在株式がないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

2 【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等
 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

① 損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
経常収益	3,990	3,915
資金運用収益	3,015	2,918
(うち貸出金利息)	2,667	2,589
(うち有価証券利息配当金)	310	317
役務取引等収益	421	429
その他業務収益	516	539
その他経常収益	37	28
経常費用	4,039	5,648
資金調達費用	413	313
(うち預金利息)	408	292
役務取引等費用	252	215
その他業務費用	450	449
営業経費	2,225	2,120
その他経常費用	※1 697	※1 2,549
経常損失(△)	△49	△1,732
特別利益	0	0
特別損失	0	1
税金等調整前四半期純損失(△)	△49	△1,733
法人税等	※2 2	※2 △309
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△4	3
四半期純損失(△)	△47	△1,427

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額243百万円、株式等売却損111百万円及び株式等償却318百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,979百万円及び株式等償却527百万円を含んでおります。
※2 法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	※2 法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

② セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業・ 保証等事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,497	489	3	3,990	—	3,990
(2) セグメント間の内部 経常収益	26	58	42	126	(126)	—
計	3,523	547	45	4,116	(126)	3,990
経常利益 (△は経常損失)	△43	△13	6	△51	1	△49

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業・ 保証等事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,407	504	3	3,915	—	3,915
(2) セグメント間の内部 経常収益	24	39	41	105	(105)	—
計	3,431	544	45	4,021	(105)	3,915
経常利益 (△は経常損失)	△1,742	4	3	△1,735	2	△1,732

(注) 1 連結会社について、事業活動の関連性等を考慮して区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業の区分

- (1) 銀行業 …………… 銀行業務
- (2) リース業・保証等事業 …… リース業務・信用保証業務等
- (3) その他の事業 …………… 銀行事務代行業務・ベンチャーキャピタル業務

(所在地別セグメント情報)

在外子会社及び在外支店がありませんので、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(国際業務経常収益)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

③ 1株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	円	0.89	26.84
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	—	—

(注) 1 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額			
四半期純損失	百万円	47	1,427
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純損失	百万円	47	1,427
普通株式の期中平均株式数	千株	53,195	53,158

2 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失が計上されており、また、潜在株式がないので、記載しておりません。

(2) その他

中間配当

第109期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)中間配当については、平成21年11月13日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議しました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社宮崎太陽銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤元治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内納憲治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社宮崎太陽銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤元治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内納憲治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【会社名】	株式会社宮崎太陽銀行
【英訳名】	The Miyazaki Taiyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 宮 田 穂 積
【最高財務責任者の役職氏名】	—————
【本店の所在の場所】	宮崎市広島2丁目1番31号
【縦覧に供する場所】	株式会社宮崎太陽銀行鹿児島支店 (鹿児島市加治屋町14番8号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 宮田穂積は、当行の第109期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。